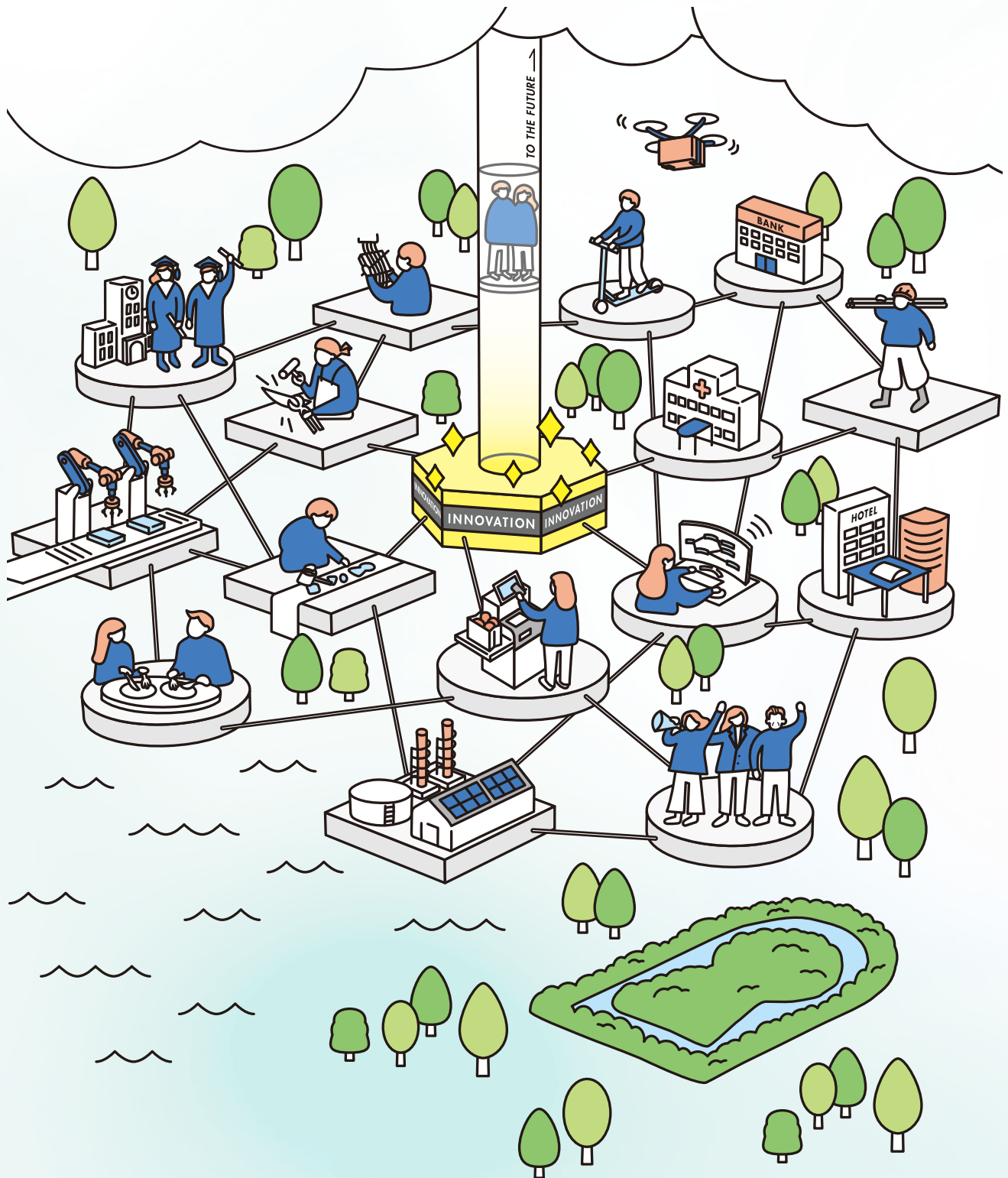


中小企業支援制度ガイドブック



堺市 産業振興局
産業戦略部 地域産業創造課

2026年度

中小企業支援制度 ガイドブック

堺市 産業振興局

産業戦略部 地域産業創造課

インデックス

企業経営の各種相談をしたい

- ・各種相談窓口 P1-2

情報提供を受けたい

- ・堺市内企業オープンデータポータルサイト『さかしる』 P3
- ・デジタル情報誌「さかい IPC press」 P4
- メールマガジン、LINEによる情報発信
- ・知的財産活用支援事業 P5
- ・「PR TIMES」を活用した企業等の情報発信支援 P6
- ・さかいSDGs推進プラットフォーム P7
- ・健康経営推進のための登録制度 P8

経営サポートを受けたい

専門家のアドバイス

- ・エキスパート派遣事業 P9

デジタル化・自動化を検討したい

- ・IT導入・デジタル化支援専門家派遣 P10
- ・産業DX支援センター事業 P11
- ・堺市中小企業デジタル化促進補助金
- ・堺市中小企業DXリスキリング補助金 P12
- ・堺DX推進ラボ ポータルサイト
- ・堺 NeXt Drive P13

事業承継したい

- ・事業承継支援事業 P14

創業したい

総合的な創業支援

- ・創業支援等事業計画の認定による支援 P15

事業拠点の提供と経営サポート

- ・さかい新事業創造センター (S-Cube) P16
- ・イノベーション交流・共創拠点 P17
- Community room cha-shitsu (茶室)
- ・都心地域産業拠点強化補助金 P43
- ・中百舌鳥地域スタートアップ・ベンチャー等支援補助金 P45

起業の基礎を学ぶ

- ・創業・スタートアップ創出育成支援事業 P18

新しい事業を展開する

- ・スタートアップ実証推進事業 P19
- ・社会的インパクト創出につながるアクセラレーション事業 P20
- ・さかいスタートアップアクセラレーション事業 P21

専門家のアドバイス

- ・エキスパート派遣事業 P9

取引を拡大したい

専門家による企業同士のマッチング

- ・ビジネスマッチング支援事業 P22
- ・ものづくり取引あっせん P23
- ・大阪ものづくり企業ナビ P24

大手・中堅メーカーとのマッチング

- ・ものづくりマッチング商談会in堺 P25

市による新商品等の調達

- ・堺市ベンチャー調達認定制度 P26

海外への販路開拓・海外展開

- ・グローバル展開促進事業補助金 P27

技術力を向上したい

- ・テーマ別各種セミナー P56

溶接分野

- ・溶接技術コンクール P28

新製品を開発したい

大学との共同研究

- ・産学官連携・製品技術開発支援事業 P29

補助金

- ・新事業チャレンジ支援補助金 P30

インデックス

新事業を考えている

専門家のアドバイス

・エキスパート派遣事業 P9

事業拠点の提供と経営サポート

・さかい新事業創造センター（S-Cube） P16

成長産業分野への参入

・成長産業分野進出支援事業（医工連携促進事業） P31

事業資金の調達

・ガバメントクラウドファンディング活用支援事業 P32

立地を考えている

企業投資の支援

・「先端設備等導入計画」の認定による支援 P33

・先端設備等導入支援補助金 P34

・市税優遇制度（工業適地） P35

・市税優遇制度（都市拠点） P37

・企業成長促進補助金 P39

・グリーンイノベーション投資促進補助金 P41

・工場立地法の届出 P42

・都心地域産業拠点強化補助金 P43

・泉ヶ丘地域次世代ヘルスケアビジネス等集積促進補助金 P44

・中百舌鳥地域スタートアップ・ベンチャー等支援補助金 P45

・賃貸オフィスビル設置促進補助金 P47

省エネ・再エネ設備の導入

・事業所向け省エネ設備等導入支援事業補助金
空気圧縮機・省エネアドバイザー派遣事業 P48

・余剰電力活用型の太陽光発電設備の導入に係る補助金 P49

人材確保・育成したい

優秀な人材確保

・女性雇用促進等職場環境整備支援事業補助金 P50

・女性活躍推進専門家派遣 P51
女性活躍推進企業への融資制度

・さかいJOBステーション企業人材マッチング支援プラザ P52

・キャリアナビさかい P53

・ミドル・シニアしごと応援プログラム P54

・障害者雇用貢献企業認定制度 P55

人材を育成したい

・テーマ別各種セミナー P56

福利厚生を充実・従業員を表彰したい

・SCKサービスセンター（中小企業の福利厚生事業） P57

・堺優良従業員・堺技能功労者表彰 P58

融資を受けることを考えている

融資を受けたい

・女性活躍推進専門家派遣 P51
女性活躍推進企業への融資制度

・マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度） P59

・金融支援事業 P60

中小企業融資制度一覧表 P61-62

・金融相談 P63

・成長産業や新事業によるイノベーション創出に
取り組む事業者への融資制度 P64

伝統産業の魅力を活かし、広げたい

・堺市伝統産業異業種連携
（商品開発・販路開拓）チャレンジ補助金 P65

・堺市伝統産業生産力強化支援補助金 P66

・堺市市民・企業等が行う
伝統産品活用・発信促進補助金 P67

《堺の伝統産業》 P68

会議室や展示スペースを探している

・堺市産業振興センター貸施設 P69

・堺市立勤労者総合福祉センター貸施設 P70-71

相談窓口

情報提供

経営サポート

創業支援

取引拡大支援

技術力向上支援

新製品開発支援

新事業展開支援

立地・事業所・設備

人材確保・育成

融 資

伝統産業

会場提供

各種相談窓口

貴社が抱える経営上の様々な悩みや問題について、無料の相談窓口でアドバイス等を受けることができます。

対象となる方

経営上の課題を抱えている市内中小企業者等

支援内容

相談窓口の設置（無料）。土日祝日は除く。相談の内容が他に漏れることはありません。
※事情により日程を変更する場合がありますので、事前にお問い合わせください。

○堺商工会議所ワンストップ窓口（要予約）

※オンライン相談・電話相談を受け付けています。

相談項目	窓口設置日時	相談内容
創業・経営	毎週水曜日 午後1時～午後4時	創業についての手続きや計画書の書き方、今後の経営方針や新分野進出等に関する相談
税務・経理	第1・第3火曜日	記帳、決算書類の作り方や確定申告・税務計算等に関する相談
事業承継	第2・第4木曜日 午後1時～午後4時	相続税や経営承継円滑化法等が関係する事業承継に関する相談
法律	第2・第4水曜日 第3水曜日（奇数月のみ） 午後1時～午後4時 ※祝日の場合は翌日	契約上のトラブル、債権の保全等の事業経営における法的な諸問題に関する相談
労務管理	第2・第4水曜日 第3火曜日 第1火曜日（奇数月のみ） 午後1時～午後4時	組織戦略、人事・賃金システム及び諸規則、人材育成、労働災害防止・補償、雇用保険各種助成金等の労働関係諸問題に関する相談
デジタル化	第2金曜日	社内システムの導入や見直し、SNS・HPを活用した販路開拓などのITに関する相談

○価格転嫁特別相談窓口

価格転嫁・交渉に向けた準備支援、専門機関（取引かけこみ寺等）のご紹介、資金繰り支援等を行います。

○外国人雇用特別相談窓口

外国人雇用における雇用条件、労働時間及び賃金等の法律・制度に関する情報提供等を行います。

予約はコチラまで

<https://sakaicci.or.jp/>



お問い合わせ先

堺商工会議所

中小企業振興部経営支援課

TEL：072-258-5503 FAX：072-258-5580

○その他相談窓口

<堺市産業振興センター 経営支援課/堺市役所 地域産業創造課>

相談項目	窓口設置日時	相談内容
経営相談	月～金曜日 午前9時～ 午後5時30分	企業経営・技術・情報・補助金等について、国・府・市等の施策の概要を案内します

お問い合わせ先

堺市産業振興センター 経営支援課

※オンライン相談を受け付けています。

TEL: 072-255-6700 メール: keiei_shien@sakai-ipc.jp

FAX: 072-255-1185

堺市役所 地域産業創造課

TEL: 072-228-7534

FAX: 072-228-8816

<堺市産業振興センター 金融支援課>

相談項目	窓口設置日時	相談内容
金融相談	月～金曜日 午前9時～ 午後5時30分	国・府・市の融資制度その他、中小企業融資制度についてのご相談を受け付けます

○米国関税措置・中東情勢等に関する金融相談窓口

米国の関税措置や、中東情勢に起因する原油価格高騰などにより、資金繰り等に支障をきたす市内中小企業のため、融資をはじめとした相談窓口を設置します。

お問い合わせ先

堺市産業振興センター 金融支援課

TEL: 072-255-8484

FAX: 072-255-5162

<クリエイション・コア東大阪 北館1階>

相談項目	窓口設置日時	相談内容
ものづくりに 関する相談	月～金曜日 午前9時～ 午後5時30分	新事業、新産業の創出に向けた、ものづくり企業間のビジネスマッチングの為、コーディネートサービスを提供します。販路開拓支援や、知的財産権（特許・商標など）についてのアドバイス等、各種相談や情報提供を行います。

お問い合わせ先

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）

TEL: 06-6748-1011

FAX: 06-6744-4755

<大阪産業創造館 2階>

相談項目	窓口設置日時	相談内容
中小受託事業者 トラブル等の 相談	月～金曜日 午前9時～午後5時	中小受託取引により生じたトラブル等に専門相談員がアドバイスいたします。

お問い合わせ先

取引かけこみ寺 TEL: 0120-418-618

FAX: 06-6261-5290

堺市内企業オープンデータポータルサイト 『さかしる』

国が公開している企業のオープンデータをもとに、堺市内に本店等を構える約2万6千社の法人企業情報を掲載し、市内企業が自ら情報を入力することも可能となるオープンデータポータルサイトを運営しています。

『さかしる』を活用することで、デジタル化の一步を踏み出すことも可能になります。また登録した企業データはオープンデータとして公開され、市内外の様々な方に自社のことを知ってもらうきっかけにもなります。

対象となる方

- ・堺市内に本店等を登記している株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社（以下法人企業）
- ・堺市外に本店等を登記しているが主たる事業所を堺市内に持つ法人企業

※上記法人以外の法人（社会福祉法人、NPO法人等）の方は、別途ご相談ください。

※上記に該当する法人で『さかしる』への情報掲載を希望される場合は、下記の問い合わせ先までお申し出ください。登録前に堺市産業振興センターにおいて堺市内に主たる事務所があることを確認させていただきます。

支援内容

『さかしる』に企業情報を入力いただくことで、

- (1) 『さかしる』の自社ページ内に自社や店舗の紹介・写真・代表者メッセージなど、発信したい情報を入力・公開することが可能です。
- (2) 自社情報登録ページで、活用可能な行政の支援情報を確認できます。
- (3) 自社の情報を発信することでこれまで以上に知名度が高まり、新規取引先の創出、協業先の開拓、地域住民からの理解の向上等、新しい出会いが生まれます。

ご利用方法

- ・企業情報検索方法
『さかしる』TOPページの「企業を探す」に検索条件入力
または、検索窓からフリーワードで検索
- ・企業情報登録方法
『さかしる』の「本サイトに掲載したい方」のページからログイン



■ログインについて

国の共通認証システムである「G Biz ID」のうち、「gBizID プライム」または「gBizID メンバー」を利用してログインすることができます。

お問い合わせ先

堺市産業振興センター 経営支援課 TEL：072-255-6700 FAX：072-255-1185
メール：keiei_shien@sakai-ipc.jp

デジタル情報誌・メールマガジン・LINE

市内ものづくり中小企業や製品・技術・サービス等の紹介、堺市産業振興センターの事業や公的支援の情報を提供し、中小企業の経営支援を行うため情報誌・メールマガジンを発行します。

デジタル情報誌「さかい IPC press」



対象となる方

市内中小企業者

支援内容

堺市産業振興センターの事業や機能の周知と、国・府・市の公的支援機関等の施策や新技術・新商品の紹介等の産業経済情報を提供し、中小企業の経営支援を行います。また、テーマごとに市内企業を取組を掲載しており、啓発誌としてもご活用いただけます。

年4回デジタルブック（電子書籍）にて発行しています。

ご利用方法

堺市産業振興センターホームページでデジタルブックにて掲載、パソコン、スマートフォン、タブレット端末にてご覧いただけます。

メールマガジン・LINEによる情報発信



(メルマガ)



(LINE)

対象となる方

中小企業者・一般市民

支援内容

堺市産業振興センターの事業（セミナー・商談会等）の情報を中心に、堺市をはじめ国や大阪府等の産業支援機関が実施する助成金の案内等、経営に役立つ情報をタイムリーに配信します。

ご利用方法

【メールマガジン】堺市産業振興センターホームページからお申込みいただけます。

【LINE】QRコードより友達追加いただけます。

お問い合わせ先

堺市産業振興センター 経営支援課 TEL：072-255-6700 FAX：072-255-1185

メール：keiei_shien@sakai-ipc.jp

知的財産活用支援事業

企業の知的財産の活用を支援するため、堺市産業振興センターに特許情報コーナーを設置しています。
また、国が実施する知財総合支援窓口から担当者を招いて「知財臨時支援窓口」を開設しています。

対象となる方

市内中小企業者

支援内容

- (1) 知的財産関係図書の閲覧、貸出、資料の提供
- (2) 知財臨時支援窓口の開設

ご利用方法

- (1) 堺市産業振興センター1階「南大阪ものづくりブース」内の特許情報コーナーで
閲覧ができます。

貸出をご希望の方は3階経営支援課窓口までお越しください。

※閲覧・貸出ともに無料です。

利用日時：月曜日～金曜日 10:00～17:00

- (2) 知的財産に関する相談を無料でお受けします。

開催方法 対面（現地訪問または当センター内）、WEB（zoom）

予約方法 堺市産業振興センターホームページにアクセスし、申込フォームに必要事項を
ご記入の上、お申し込みください。



お問い合わせ先

堺市産業振興センター 経営支援課 TEL：072-255-6700 FAX：072-255-1185
メール：keiei_shien@sakai-ipc.jp

「PR TIMES」を活用した企業等の情報発信支援



堺市と株式会社PR TIMESが締結している連携協定に基づき、堺市内のスタートアップ、ベンチャー、中小企業等の情報発信を支援するため、PR TIMESを活用したプレスリリース配信を3件（6カ月以内）まで無償で利用できる特別プログラムを提供します。

対象となる方

以下の（１）～（４）の条件をすべて満たす方

- （１）法人または法人格を有する企業・団体、もしくは個人事業主
 - （２）直近１年間で、プレスリリース配信サービス「PR TIMES」のご利用実績がないこと（代理店経由での利用を除く）
 - （３）堺市×PR TIMES プログラム専用の所定フォームを通じてお申し込みいただくこと
 - （４）堺市が別で定める基準（※）を満たす企業・団体、個人事業主
- （※）詳細はホームページをご確認ください。

支援内容

プレスリリース配信サービス「PR TIMES」を希望する日から6カ月間、計3件まで無料で配信することができます。

※4件目以降または利用開始から6カ月経過後の配信は所定の利用料金がかかります。

※3件配信後、そのまま利用がなければ費用はかかりません。

ご利用方法

1. 地域産業創造課へ特別プログラム利用希望を伝え、以下の書類を提出
 - ・堺市×PR TIMES 特別プログラム申請書兼同意書
 - ・【法人の場合】納付期限が到来している直近の事業年度に係る法人市民税の納税証明書（原則として発行後3カ月以内のもの。非課税の場合は非課税証明書。）
 - ・【個人又は個人事業者の場合】直近の年度に係る市民税の納税証明書
 2. 地域産業創造課で書類等確認後、申込フォーム入力の際に必要な「紹介部署・担当者名」を申請者へお伝えします。
 3. 申込フォームにアクセスし、必須事項と「開始希望日」「紹介した部署・担当者名」を入力
 4. 堺市による承認後、㈱PR TIMESによる審査（同社から問い合わせがなされる場合があります）
 5. 審査完了後に送られてくる案内メール記載の本登録用 URL をクリック
 6. 本登録後、企業ごとに開設される入力・配信用の専用ページにて配信
- ※専用フォーム以外から申し込んだ場合は有償となりますのでご注意ください

制度詳細やご利用方法、申請書類等の詳細は、堺市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/sogyo/sakai-prtimes.html>

お問い合わせ先

堺市役所 地域産業創造課 TEL：072-228-7455 FAX：072-228-8816

さかいSDGs 推進プラットフォーム

堺市が事務局となり、SDGs をイノベーションの機会と捉え、SDGs に関する様々な情報共有や発信、市との連携、会員同士のマッチング・交流により、SDGs 達成に向けた取組を推進します。

会員の対象：・SDGs 達成に意欲的に取り組む企業、団体、教育機関

※所在地の市内外は問いません。支店・工場などの事業所単位でもご入会いただけます。

これまでの実績：令和3年5月の設立から堺市内、市外を含む団体が参画し、毎年度50件近くの連携実績が生まれています（右 QR 参照）



年度	会員数（団体）	取組実績
R3	536	34
R4	1079	72
R5	1639	65
R6	2040	70
R7	2222	61



【主な取組事例】

会員交流会（年2回程度開催）



リユース制服×ひとり親応援プロジェクト「Re 制服」

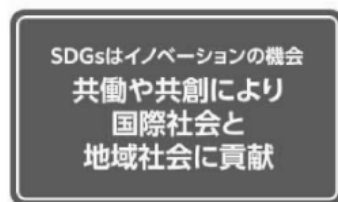


市内ショッピングモールでのSDGs イベント



プラットフォームに参画いただくと

・会員企業との新たな交流や教育機関との産学官連携でのプロジェクトの実施など、SDGs を通じた連携を進めることにより、自社の取組が広がる可能性があります。



入会について（会費無料）

堺市電子申請フォームや E-MAIL、FAX、郵送でお申し込みいただけます。（右 QR 参照）



お問い合わせ先

さかいSDGs 推進プラットフォーム専用ダイヤル
（堺市政策企画部 共創連携課）

TEL：072-340-2179

FAX：072-222-9694

E-mail：kyoso@city.sakai.lg.jp

健康経営推進のための登録制度

堺市では、健康経営推進のため「さかい健康経営チャレンジ企業」「さかい健康経営応援企業」「さかい健康パートナー企業」の3つの登録制度を設けています。

対象となる方

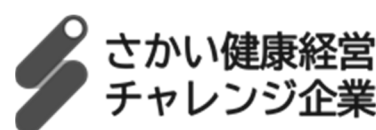
堺市内企業等

支援内容

(1) さかい健康経営チャレンジ企業

健康経営を始めたい、始めているが推進方法がわからない企業等の登録制度です。

登録することで、市や「さかい健康経営応援企業」の支援メニューの利用ができます。



(2) さかい健康経営応援企業

「さかい健康経営チャレンジ企業」を対象とし、健康経営推進のための支援メニューを提供できる企業等の登録制度です。

登録要件として「さかい健康経営チャレンジ企業」の登録が必要です。

(3) さかい健康パートナー企業

市民を対象とし、健康増進につながる支援メニューを提供できる企業等の登録制度です。

登録要件として「さかい健康経営チャレンジ企業」の登録が必要です。

ご利用方法

ご登録方法や要綱・申請書類等の詳細については、右記の堺市ホームページをご覧ください。



お問い合わせ先

堺市役所 健康推進課 TEL : 072-222-9936 FAX : 072-228-7943

メール : kensui@city.sakai.lg.jp

エキスパート派遣事業

中小企業者・創業者等が抱える経営に関する様々な課題の解決のため、登録エキスパートが企業を訪問し、直接アドバイスを行います。

対象となる方

- ・市内中小企業者
- ・市内において 1 年以内に創業予定があり、創業について具体的計画がある方

支援内容

100名以上の登録エキスパートの中から最適な人材を選定し、申込者への派遣を行います。

【登録エキスパートの専門・資格】

中小企業診断士、税理士、技術士など

【負担金】

10,000円（税込）／回（1テーマ6回程度、課題のヒアリングから支援計画の提示までは無料）
※オンライン相談を受け付けています。

ご利用方法

堺市産業振興センターホームページにアクセスし、申込フォームに必要事項をご記入の上、お申込みください。



お問い合わせ先

堺市産業振興センター 経営支援課 TEL : 072-255-6700 FAX : 072-255-1185
メール : keiei_shien@sakai-ipc.jp

IT導入・デジタル化支援 専門家派遣



堺市内の中小企業を対象にIT 専門家を派遣し、SNS を活用した販路拡大や会計ソフト・生産管理システムの導入による業務効率化など、デジタル化を進めるうえでのアドバイスや手順など、幅広く専門家がサポートいたします。

対象となる方

市内中小企業者

支援内容

- (1) 下記お問い合わせ先より堺商工会議所へお申し込み・お問い合わせください。
- (2) 堺商工会議所の経営指導員が相談内容や希望日をヒアリングし、専門家を選定します。
- (3) 専門家派遣を実施し、デジタル化を進めるうえでのアドバイスや手順などをご説明します。
- (4) 経営指導員がIT導入までフォローします。

ご利用方法

下記までお問い合わせ・お申し込みください。

お問い合わせ先

堺商工会議所 経営支援課 TEL：072-258-5503 FAX：072-258-5580
メール：keiei-shien@sakaicci.or.jp

《IT 導入・デジタル化支援専門家派遣事業相談申込みフォーム》

<https://sakaicci.or.jp/dx-soudan/>



産業DX支援

デジタル化・DXの推進に向けて取り組もうとする市内中小企業を対象とした支援を行っています。

産業DX支援センター事業

対象となる方

市内中小企業者

支援内容

デジタル技術や自動化技術を活用し、既存事業の新たな価値創造や新規ビジネスの立ち上げ、経営にかかる各業務の効率化を考えている市内中小企業等向けにDXの専門家が無料でコンサルティングを行い、必要に応じて導入までサポートします。

ご利用方法

堺市産業振興センターホームページにアクセスし、申し込みフォームに必要事項をご記入の上、お申し込みください。



お問い合わせ先

堺市産業振興センター 経営支援課 TEL：072-255-6700 FAX：072-255-1185
メール：keiei_shien@sakai-ipc.jp

堺市中小企業デジタル化促進補助金

対象となる方

デジタルツール（※）を活用して、将来にわたり継続的に自社業務の成長・発展を図り、生産性の向上をめざす堺市内の中小企業

（※）「デジタルツール」とは、本事業においては「IoT」、「AI」、「ロボット」、「RPA」、「ソフトウェア」、「クラウドサービス」をいう。

支援内容

デジタルツールを活用して、将来にわたり継続的に自社業務の成長・発展を図る事業を補助

補助対象経費：設備費、委託外注費、その他の経費

補助率：1/2 以内 補助限度額：100万円



ご利用方法

詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

堺市役所 地域産業創造課 TEL：072-228-7455 FAX：072-228-8816

堺市中小企業DXリスキリング補助金

対象となる方

DXの取組を実践することのできる社内人材を育成する市内中小企業

支援内容

市内企業がDXの取組を実践することのできる社内人材を育成するために社員（法人格を持つ事業者においては役員を含む。法人格を持たない事業者においては代表を含む。）に対して実施する研修等に要する費用を補助

補助対象経費：受講料、研修に必要な教材代・ID登録料・管理料

補助率：1/2 以内 補助限度額：20万円（下限額：2万円）



ご利用方法

詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

堺市役所 地域産業創造課 TEL：072-228-7455 FAX：072-228-8816

堺DX推進ラボポータルサイト

概要

堺DX推進ラボの参画機関が実施するDXやデジタル化に役立つセミナー等のイベント情報や補助金情報などのお得情報が集まるポータルサイトです。DXやデジタル化に関するお得情報の収集にぜひご覧ください。

ご利用方法

右記QRコードよりポータルサイトにアクセスください。



お問い合わせ先

堺市役所 地域産業創造課 TEL：072-228-7455 FAX：072-228-8816

堺 NeXt Drive



市内企業がデジタル技術（D）を活用して新規事業創出やビジネス変革といったトランスフォーメーション（X）への挑戦を支援する事業です。参加企業の仲間や市内支援機関等とのDX実践機会を提供します。

堺から“DX”で新規事業創出を——



対象となる方

企業としてDXによる新規事業創出に取り組む意思がある堺市内に本社または支店等の拠点がある中小企業

支援内容

- (1) デジタル技術による新規事業創出方法に関する講座やワークショップの実施
- (2) DX 挑戦企業や地域支援機関、地域金融機関など多様な参加者との交流の場の提供
- (3) 堺 DX 推進ラボ参画機関、堺市他支援策との連携支援
- (4) DX コンサルタントである担当メンターによる伴走支援
- (5) 成果報告会によるプロモーション機会の提供

ご利用方法

4月下旬から募集開始、5月下旬にキックオフイベント開催予定です。堺市 HP でお知らせします。

お問い合わせ先

堺市役所 地域産業創造課 TEL：072-228-7455 FAX：072-228-8816

事業承継支援事業



事業資産状況、株式状況などの現状把握を行った上で、円滑な事業資産や経営権の承継、事業譲渡等に係る計画書を作成し、事業承継に至るまでの具体的な支援を行います。また、事業承継に関する基礎的なセミナーを実施するとともに個別相談会を実施し、将来のスムーズな事業承継に向けた支援を行います。

対象となる方

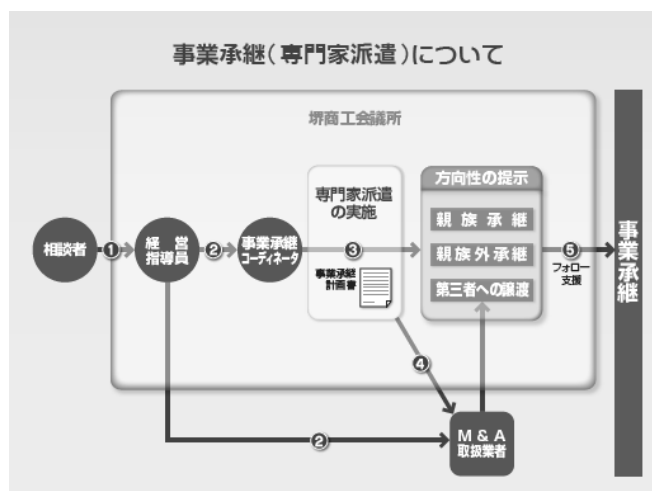
後継者不在、後継者の育成等に悩んでいる中小企業者

支援内容

・専門家派遣

専門家を派遣し、事業資産状況、株式状況などの現状把握を行った上で、親族承継、親族外承継、事業譲渡等の適切な方向性を示し、円滑な事業資産や経営権の承継、事業譲渡に係る計画書（スケジュール）を作成し、事業承継に至るまでの具体的な支援を行います。また、民間企業 M&A 仲介会社との連携を図り、事業譲渡先確保の支援にも努めます。

・支援のしくみ



- ① 経営指導員がヒアリング
- ② 事業承継コーディネーターへ依頼。第三者への譲渡を直接希望の場合、M&A取扱業者へ依頼。
- ③ 専門家派遣の実施（2回程度訪問。無料）
- ④ 専門家派遣後、必要に応じてM&A取扱業者を紹介
- ⑤ 経営指導員によるフォロー支援

ご利用方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
堺商工会議所
中小企業振興部経営支援課 TEL：072-258-5503 FAX：072-258-5580

『新たに事業を始めるにあたり、様々な支援を受けたい』

創業支援等事業計画の認定による支援



新たに事業を始めるにあたって必要となる各種支援を行います。

対象となる方

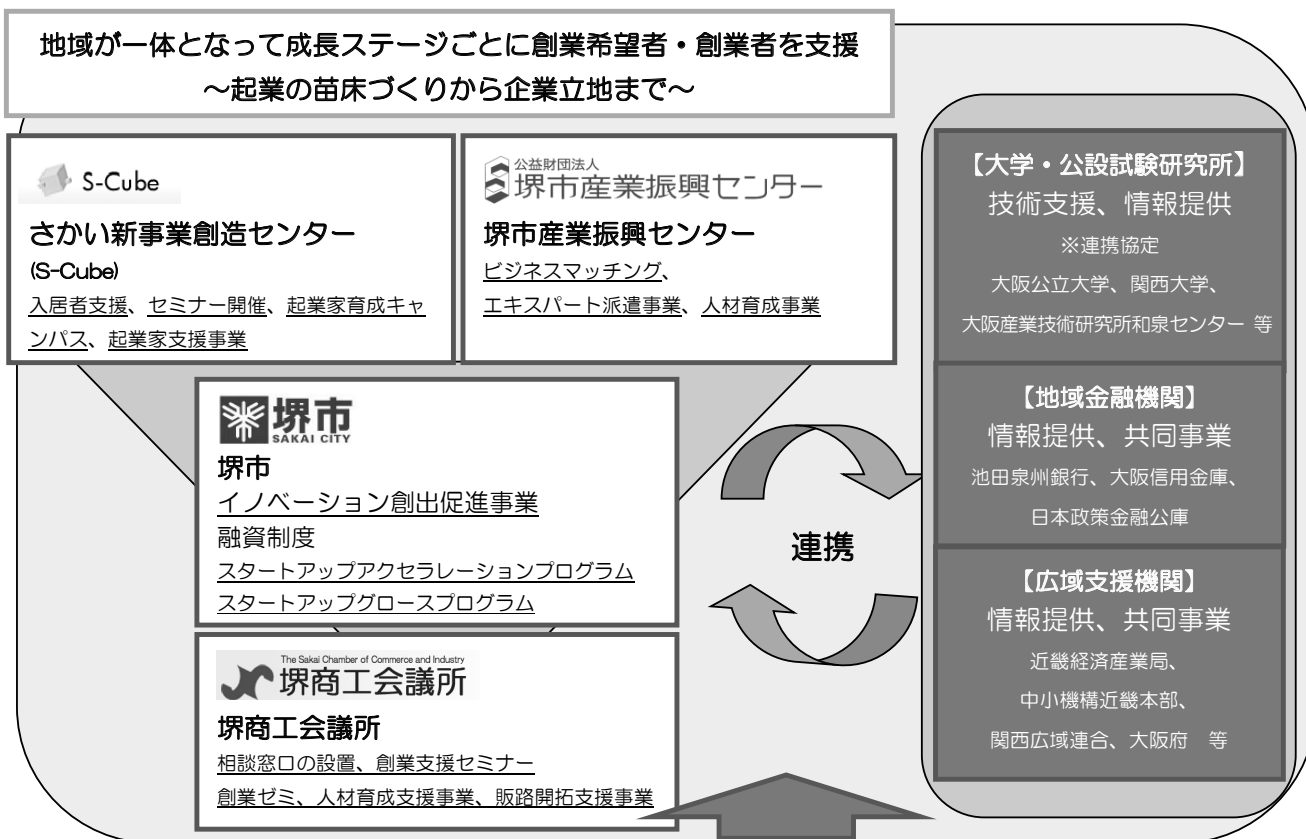
- ・ 創業をめざす個人、企業
- ・ 創業後5年未満の個人、企業

支援内容

- ・ 特定創業支援等事業
「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識を身につけるためのセミナーなどを開催します。
*上記4つの内容の支援を受けていただくと、堺市が「特定創業支援等事業を受けた者」として認定します
- ・ 登録免許税の軽減措置、信用保証枠の拡大などの優遇を受けられます（*上記認定を受けた方が対象）

創業支援等事業計画概要

※下線は特定創業支援等事業



ご利用方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

堺市役所 地域産業創造課 TEL : 072-228-7455 FAX : 072-228-8816

さかい新事業創造センター (S-Cube)

さかい新事業創造センターは、ビジネスインキュベータとして創業や第2創業、新製品・新技術の研究開発を行う際に必要となるオフィス・ラボを賃貸し、法人設立から事業化まで、各入居者に応じた総合的な経営サポートを無料で行っています。また、賃料負担を軽減するための補助制度を設けています。

対象となる方

- ・ 創業準備段階の方
- ・ 創業間もない（概ね5年以内の）中小企業
- ・ 新分野進出や第2創業に挑戦する中小企業
- ・ 産学連携に取り組む中小企業
（中小企業には個人事業者を含みます。）



支援内容

- ・ 事業拠点の賃貸

部屋形態	室数	部屋面積〔月額賃料（共益費・消費税込）〕
オフィス	44室	15㎡〔51,150円〕～50㎡〔170,500円〕
ラボ	12室	30㎡〔89,100円〕～80㎡〔246,400円〕
創業準備デスク（個室ブース）	8室	約4㎡〔16,500円〕
創業準備デスク（固定席）	8席	固定席〔11,000円〕

※変更の可能性がありますので、詳細はお問い合わせ下さい

- ・ 経営サポート（無料）

事業立ち上げ時の様々な問題に対する解決支援や事業計画の進捗アドバイス、金融機関・協力企業・大学とのマッチング等をインキュベーション・マネージャー（※事業を始めようとする方に対し、各種経営に関する知識・情報の提供を行うとともに、日常的な相談相手となり、事業目標の達成をともにめざす起業支援の専門家）が総合的にサポート。経営実務を学べるプログラムもあります。

- ・ 賃料補助（審査があり、予算の範囲内で交付します。創業準備デスクを除きます。）

- （1）補助率 賃料の50%（本社が堺市外の場合25%）
- （2）補助期間 3年間

- ・ 創業準備デスク（個室ブース／固定席）

起業をめざす方、起業後間もない方などに、起業に向けた活動や創業初期の事業活動を総合的にサポートしながら、登記可能なデスク環境を提供します。

ご利用方法

- ・ 入居申込（随時受付）
- （1）入居申込書を持参か簡易書留で郵送
 - （2）入居審査・入居可否決定

※申込書等はWebサイトをご覧ください。

入居等のお問い合わせ先 さかい新事業創造センター	TEL:072-240-3775 FAX:072-240-3662 https://www.s-cube.biz/
賃料補助のお問い合わせ先 堺市役所 地域産業創造課	TEL:072-228-7455 FAX:072-228-8816

イノベーション交流・共創拠点 Community room cha-shitsu (茶室)



起業家、スタートアップ、社会課題解決に取り組む方、学生等やその支援者が集まり、交流・共創により、地域に新しい価値をもたらすイノベーション創出を目的とした交流・共創拠点です。



対象となる方

起業に興味のある方、創業間もない方、スタートアップ、中小企業、学生及びその支援者など、ビジネス交流や共創、イノベーション創出に興味をお持ちの方はどなたでもご利用いただけます。

支援内容

- (1) 常駐のコミュニティマネージャーによる支援や人つなぎ
- (2) 共創を促進する定期的なイベント開催
- (3) 学生・若者・子育て世代の女性などを対象に、起業に向けたスクールやワークショップを開催

ご利用方法

仕事や勉強、作業、イベント、ミーティングなど幅広い利用が可能です。

営業時間：9:00～18:00

休館日：土日祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

利用料：無料

初回利用時にLINEの登録が必要です。

お問い合わせ先

Community room cha-shitsu

TEL：080-3242-6270

さかい新事業創造センター

TEL：072-240-3775 FAX：072-240-3662

堺市役所 地域産業創造課

TEL：072-228-7455 FAX：072-228-8816

創業・スタートアップ創出育成支援事業

これから起業しようと考えている方、事業成長をめざす方を対象に、さかい新事業創造センター（S-Cube）（P16 参照）が、知識の習得、交流の場の提供など起業・新事業創出にまつわる支援をします。



対象となる方

創業間もない方や新たな事業をされる方

支援内容

スタートアップ支援

- (1) 起業家育成キャンパス（マンツーマンでの事業計画のブラッシュアップ）
- (2) U30 若者向け起業家育成支援事業
- (3) 堺市スタートアップ実証推進事業
- (4) 経営実務勉強会（財務、労務、マーケティングなどを学ぶ連続講座）

ご利用方法

さかい新事業創造センター（S-Cube）Webサイト（<https://www.s-cube.biz/>）でお知らせします。



お問い合わせ先

さかい新事業創造センター
堺市役所 地域産業創造課

TEL: 072-240-3775 FAX: 072-240-3662
TEL: 072-228-7455 FAX: 072-228-8816

スタートアップ実証推進事業



革新的な事業に挑戦し、社会に新しい価値を提供したり社会に貢献する新たなビジネスアイデアの実証の取組を支援します。

対象となる方

次の両方に該当する方を対象とします。

- (1) 堺市内で社会課題の解決や新たな価値の創出につながるビジネスアイデアの実証事業を行うスタートアップ等であり、実証事業を行う過程や結果として、堺市内の地域課題の解決への寄与や、市内雇用創出等の地域経済効果をもたらす可能性のある事業計画を有するもの
- (2) 堺市スタートアップ実証推進事業への事業提案を行い、支援対象事業者として採択された者

支援内容

実証フィールドの提供支援や取組経費の一部を補助します。

※事業実施に係る経費の50%（上限100万円）

ご利用方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

堺市役所 地域産業創造課 TEL：072-228-7455 FAX：072-228-8816

社会的インパクト創出につながる アクセラレーション事業



地域課題の解決や社会に新たな価値を創出する取組に意欲があり、経済的な成長をめざす事業者等に対し、社会課題の認識や解決に向けた手法の解像度向上や取組をすすめる上で必要な経営知識や人的ネットワーク等の取得と活用を支援します。

対象となる方

地域や社会の課題解決に取り組む事業者、または社会課題解決に意欲のある事業者

支援内容

解決したい社会課題の解像度の向上や課題解決につながる事業の構築、事業アイデアのブラッシュアップなどを支援します。

また、事業の継続化に向け、融資や投資などの経営知識、法務知識の習得を支援します。

ご利用方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

堺市役所 地域産業創造課 TEL：072-228-7455 FAX：072-228-8816

さかいスタートアップアクセラレーション事業



自社の有する商品・サービスの改良やさらなる市場の拡大・事業成長をめざす事業者に対し、個々の事業内容に応じた販路開拓のサポートや事業プランの改善など実践的な支援を行います。

対象となる方

社会課題の解決や新たな価値の提供をめざして開発されたプロトタイプまたは市場投入後間もない商品・サービスを有しており、顧客のニーズ把握及びそれに合わせた商品・サービスの改良を行うとする事業者

支援内容

- ・顧客等の紹介
- ・商品・サービスの販売に向けた活動と結果分析、事業プランの策定、検証、改善
- ・事業内容に沿った経営戦略・資金計画等策定の支援
- ・知的財産等法務知識の提供 など

ご利用方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

堺市役所 地域産業創造課 TEL：072-228-7455 FAX：072-228-8816

ビジネスマッチング支援事業

専門的な知識と幅広いネットワークを有するコーディネーターが企業を訪問し、製品・技術・サービス等の情報を収集した上で、企業同士のビジネスマッチングを行います。また大規模展示会活用ノウハウを提供し、企業間のマッチングを支援します。

対象となる方

市内中小企業者

支援内容

(1) 中小企業間のマッチング支援

企業を訪問し収集した市内中小企業の製品・技術に関する様々な情報をベースに、企業同士のビジネスマッチングを行います。企業訪問による情報収集については、大手企業や技術支援機関で豊富な実務経験を持つ人材がコーディネート役を引き受けます。

マッチングを希望される企業には、コーディネーターが訪問し、事業内容やマッチングニーズを十分に理解した上でふさわしいパートナーをご紹介します。

(2) 大手・中堅企業向けのマッチング支援

高度な加工技術を保有する市内中小企業が、その技術・サービスを必要とする大手・中堅企業に対して自社の技術・サービスを提案する機会を他の産業支援機関、経済団体などと連携し提供します。

(3) 大規模展示会出展支援

大規模展示会において、市内中小企業と共同出展を行うことにより、大規模展示会での販路開拓にかかるノウハウを習得する機会を提供します。また、出展成果を高めるための準備やフォロー方法を学ぶセミナーも併せて開催します。

ご利用方法

下記までお問い合わせください。



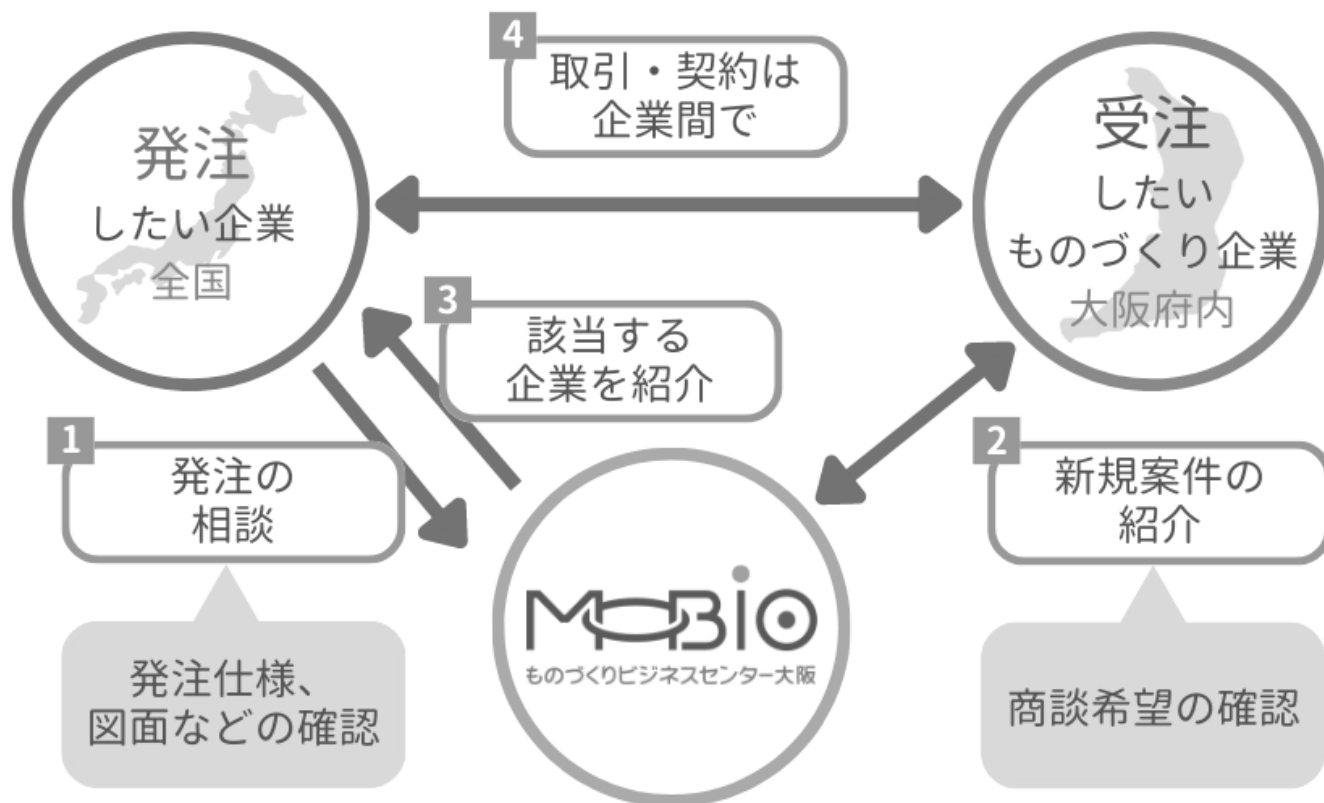
お問い合わせ先

堺市産業振興センター 経営支援課 TEL：072-255-6700 FAX：072-255-1185
メール：keiei_shien@sakai-ipc.jp

ものづくり取引あっせん



「納期に間に合わない」、「もっと高い技術のあるものづくり企業に発注したい」など、外注先を探したい発注企業、「余力があるので新しい取引先が欲しい」、「設備を活用した新たな仕事が欲しい」など、新規の取引先を探したい受注企業に対して、条件に合う相手企業を選定して紹介します。



対象となる方

- ・発注企業 協力工場を探している製造業者又は販売業者及びサービス業者
- ・受注企業 大阪府内に製造（加工）を行う工場を有する中小企業者及びサービス業者

支援内容

製造品、加工条件等の希望により、最適な外注先・協力企業を紹介などのビジネスマッチングを行います。

ご利用方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪） 取引支援チーム
TEL：06-6748-1144 FAX：06-6744-4755
メール：mobio_torihiki@obda.or.jp

大阪ものづくり企業ナビ



MOBIO では、府内中小ものづくり企業の加工技術や製品をメーカー等に広くPRし、受注機会の提供を支援するためのホームページ「大阪ものづくり企業ナビ」を運営しています。
本ホームページは、当財団職員・コーディネーターが発注企業などの訪問時に、資材・購買担当者に案内し、掲載企業の新規取引拡大をサポートします。

「大阪ものづくり企業ナビ」に掲載するメリット

- ・発注企業に繋がる
発注企業は、自社に必要な製品や部品を製造できる企業を簡単に検索し、直接やり取りできるため、発注企業とのビジネスの拡大を支援します。
- ・IT化の促進
情報収集や協業先探しなどのホームページ代わりになり、効率的なビジネスチャンスを提供します。
- ・協業先が見つかる
自社の業務を補完する協業先との連携が促進され、競争力強化につながります。

掲載申込みの対象

大阪府内に製造（加工）を行う工場を有する中小企業者およびサービス業者
ならびに情報成果物作成委託・役務提供委託事業者

お申込みについて

下記までお問い合わせください。

https://www.m-osaka.com/jp/service/company_nav

大阪ものづくり企業ナビ



お問い合わせ先

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪） 取引支援チーム

TEL：06-6748-1144 FAX：06-6744-4755

メール：mobio_torihiki@obda.or.jp

ものづくりマッチング商談会 in 堺

市内中小企業者の取引拡大を図るため、中堅メーカーとの商談会を開催します。

対象となる方

中堅メーカーとの取引拡大をめざす市内中小企業者

支援内容

- ・開 催 日 令和8年7月29日(水)
- ・会 場 堺商工会議所 2階大会議室
- ・商 談 形 式 中堅メーカーがブースを構え、市内中小企業者との商談により資材調整を行う事前登録型の逆マッチング商談会
- ・出展予定企業 中堅メーカー15社程度及び市内ものづくり中小企業5社程度
- ・来 場 料 無料
- ・そ の 他 来場企業同士の新たな取引や技術提携および交流を目的にしたお仕事発掘コーナーや、大阪公立大学 URA センター、大阪産業技術研究所、MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）、取引かけこみ寺（大阪産業局）、堺市産業振興センターによるものづくり相談コーナーを設置予定。

ご利用方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
堺商工会議所 中小企業振興部地域振興課
TEL：072-258-5504 FAX：072-258-5580

堺市ベンチャー調達認定制度

市が認定した事業者が生産又は提供する新商品等の調達に努めることにより、事業者の初期需要創出や信頼性向上による販路開拓を支援します。（必ずしも認定した新商品等を市が購入するものではありません。）

対象となる方

市内に事業所を有する中小事業者

対象となる新商品等

以下の要件をすべて満たすもの

（ただし、食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品、農薬、工事における工法及び技術は除く）

- ① 申請の時点で、販売又は提供開始から5年以内にあること
- ② 既存の商品又は役務とは著しく異なり、優れた使用価値を有していること
- ③ 市場性が見込まれる商品又は役務であること
- ④ 市の機関において用途が見込まれ、かつ購入実績が少ない商品又は役務であること
- ⑤ 関係法令に適合し、特許権等の権利に関する問題が生じない商品又は役務であること

ご利用方法

詳しくは、下記までお問い合わせください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/chusho/busexp/tyoutatsu.html>



お問い合わせ先

堺市役所 地域産業創造課 TEL：072-228-7455 FAX：072-228-8816

グローバル展開促進事業補助金

堺市では、市内中小企業の海外販路開拓や海外拠点設立等に向けた取組の支援を行います。

対象となる方

堺市の区域内に本社機能を有する中小企業

※本補助金の交付申請は、一事業者あたり、同一年度に1回限りです。

支援内容

(1) 補助対象事業・経費

補助対象事業	補助対象経費
海外で開催される展示会等への出展	小間料 展示装飾費 商品輸送費 通訳翻訳費 外国語印刷物等の制作費
海外事業者とのオンライン商談等の取組やデジタルコンテンツによる海外への情報発信	参加費用 広告宣伝費 通訳翻訳費 デジタルコンテンツ制作費
海外への販路開拓や拠点設立に向けた現地調査又は人材確保の取組	調査委託費・報酬 人材紹介手数料 通訳翻訳費 ミッション等参加費（補助対象経費として参入する金額は20万円以内） 専門家委託費・報酬
越境 EC の取組	出展費 サイト構築費 広告宣伝費 デジタルコンテンツ制作費 通訳翻訳費

(2) 補助金の額の算定

補助金の額の算定は補助対象経費に100分の30を乗じて得た額以内とする。

（限度額30万円）

※交付決定を受けた後に行われ、かつ、当該年度の3月31日までに完了する事業である必要があります。

※国その他の地方公共団体等の他の補助金の対象となっている場合は、当該経費を補助対象から除きます。

ご利用方法

申請書類は堺市ホームページからダウンロードできますが、事前にご相談ください。

お問い合わせ先

堺市役所 地域産業創造課 TEL：072-228-7455 FAX：072-228-8816

溶接技術コンクール

溶接従業者の技術・資質向上のため、技術コンクールを実施します。

対象となる方

溶接作業に従事する方

支援内容

溶接技術コンクールの開催

- ・種 目 アーク溶接の部、半自動炭酸ガスアーク溶接の部、アルゴンガス TIG 溶接の部
- ・実施時期 令和9年2月ごろ（募集は1月ごろ）
- ・そ の 他 優秀な方には賞状及び記念品を贈呈します。

堺市長賞、堺商工会議所会頭賞、堺溶接工業協会理事長賞、
大阪高圧ガス溶材協同組合阪南支部長賞等

※参考 令和7年度実施種目

種目	部門	競技用鋼材	板厚	定員
アーク溶接の部	N-2F・A-2V (裏板あり)	SS400	9.0mm	20名
半自動炭酸ガス アーク溶接の部	1部 SN-2F・SN-2V	SS400	9.0mm	20名
	2部 SN-1F・SN-1V (上進溶接)	SS400	3.2mm	20名
アルゴンガス TIG 溶接の部	T-1H (横向溶接) スチール材使用	SS400	3.2mm	20名

ご利用方法

令和9年1月の広報さかいにて、募集案内を予定しています。

お問い合わせ先

堺市役所 地域産業創造課 TEL：072-228-7534 FAX：072-228-8816

『企業、大学や公設試験所等が持つ技術の活用や共同研究、技術的な相談をしたい、技術開発案件を事業化したい』

産学官連携・製品技術開発支援事業

中小企業の技術的課題解決をサポートし、新分野創出や新製品開発、事業化を促進するため、産学連携や企業・公設試験所等との連携を進めます。

対象となる方

市内中小企業者で、下記のいずれかに該当する方

- ・大企業をはじめとした他企業や大学・公設試験所等が持つ技術・知的財産・ノウハウなどの活用や共同研究を検討されている方
- ・技術的な相談をしたいと考えている方
- ・研究開発の助成金を活用したいと考えている方
- ・技術開発案件を事業化したいと考えている方

支援内容

(1) 技術マッチング支援

市内中小企業のニーズや技術シーズに適合した大企業など他企業や大学、公設試験所等との技術（技術・知的財産・ノウハウ等）マッチングを行うことにより、中小企業の技術課題の解決をサポートします。

(2) 技術開発支援

技術開発案件に対して、事業化・製品化に向けて、コーディネーターが支援を行います。

ご利用方法

下記までお問い合わせください。



お問い合わせ先

堺市産業振興センター 経営支援課 TEL：072-255-6700 FAX：072-255-1185
メール：keiei_shien@sakai-ipc.jp

新事業チャレンジ支援補助金



製品・技術・サービス等の高付加価値化や新分野進出に挑戦する中小企業者に、経費の一部を助成します。

対象となる方

- ・補助対象者 市内中小企業者
- ・補助対象事業 市内中小企業者が主体となって実施する新製品・新技術・新サービス等の開発事業（既存製品・既存技術の改良を含みます。）

支援内容

次のとおり補助します。

補助率	補助限度額
1 / 2以内	300万円

優先採択要件

- (1) 分野が下記①～③のいずれかに該当する事業
 - ① 低炭素・環境エネルギー分野
 - ② 医療・介護・健康関連産業分野
 - ③ ICT（情報通信技術）関連産業分野
- (2) 大学等・公設試験研究機関との技術融合もしくは事業連携による事業
- (3) 公的な事業計画・技術・製品・商品認定に関わる企業が行う事業
 - ① 堺技衆（堺商工会議所）
 - ② 経済産業省、大阪府商工労働部にて認定された事業計画や技術・製品・商品
 - ③ 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」に資する事業
 - ④ 「堺市 DX 新規事業創出業務」への参画を通じて実施する事業
 - ⑤ 「脱炭素経営」を宣言し、大阪府から登録証の発行を受けた企業が実施する事業

ご利用方法

5月から6月末までの期間で公募を予定しています。

※制度の詳細についてはお問合せください。

お問い合わせ先

堺市役所 地域産業創造課 TEL：072-228-7455 FAX：072-228-8816

成長産業分野進出支援事業 (医工連携促進事業)

健康、医療・介護等のビジネスへの進出を行おうとする市内中小企業に対し、先進企業や大学等の研究シーズや医療従事者からの情報を提供することで、成長分野進出や企業間連携を支援していきます。

対象となる方

健康・医療産業等のビジネス、企業間連携に取り組もうとする市内中小企業者

支援内容

- (1) 医工連携コーディネーターによる支援
- (2) 健康医療産業等の成長産業ビジネスへの参入のためのセミナーや研究会等の開催
- (3) 大手医療機器メーカーや大学、病院とのビジネスマッチング機会の提供

ご利用方法

堺市産業振興センターホームページにアクセスし、申込フォームに必要事項を記入の上、お申し込みください。



お問い合わせ先

堺市産業振興センター 経営支援課 TEL : 072-255-6700 FAX : 072-255-1185
メール : keiei_shien@sakai-ipc.jp

ガバメントクラウドファンディング 活用支援事業

産業振興・地域課題の解決に資する事業に取り組む事業者の方を対象に、堺市のガバメントクラウドファンディングを活用した資金調達を支援します。

対象となる方

堺市の地域課題や社会課題の解決及びイノベーション創出に資する事業に取り組む市内事業者

支援内容

堺市のガバメントクラウドファンディングを活用して、事業に対する寄附金（上限 100 万円）を募集します。

集まった寄附額から諸経費を差し引いた額を補助金として事業者に支出します。

※補助金の対象とできる経費には制限があります。

また、クラウドファンディングサイトへの掲載に際して、見せ方やストーリー作り、PR 等についてアドバイスも実施します。

ご利用方法

詳しくは、下記までお問い合わせください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/sogyo/gcf.html>



お問い合わせ先

堺市役所 地域産業創造課 TEL：072-228-7455 FAX：072-228-8816

「先端設備等導入計画」の認定による支援

中小企業者が労働生産性を向上させるため、堺市内の事業所において先端設備等を導入する計画について、本市の認定を受け、一定の要件を満たす場合、固定資産税の特例措置等の支援を受けることができます。

対象となる方

中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する事業者。

先端設備等導入計画認定の主な要件

要件	内容
計画期間	3年間、4年間又は5年間
労働生産性	基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年率3%以上向上 （3年計画の場合9%以上、4年計画の場合12%以上、5年計画の場合15%以上。）
先端設備等の種類	堺市内において、生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 ■減価償却資産等の種類 機械及び装置、測定工具及び検査工具、器具及び備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	・堺市の導入促進基本計画に適合するものであること。 ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。 ・認定経営革新等支援機関（商工会議所等）において事前確認を行った計画であること。

認定に伴う支援内容

（1）固定資産税の特例措置

一定の要件を満たす場合、認定計画に基づき、計画認定日から令和9年3月31日までに取得した対象設備（先端設備等）の固定資産税を軽減する特例措置が適用されます。詳しくは堺市ホームページ「先端設備等導入計画に基づき取得した機械設備等に係る特例について」をご確認ください。

（2）資金調達の支援

認定計画の実行にあたっての資金調達について、信用保証協会の追加保証や保証枠の拡大を受けられる場合があります。詳しくは信用保証協会にてご確認ください。

ご利用方法

ご利用方法や申請書類等の詳細については、右記の堺市ホームページをご覧ください



お問い合わせ先

堺市役所 産業成長推進課 TEL：072-228-7629 FAX：072-228-8816

先端設備等導入支援補助金



エネルギー価格高騰の影響や人手不足等に対応するため、省力化・合理化等を図ろうとする前向きな投資を行う市内中小企業者を支援することを目的に、労働生産性を向上させる先端設備等の導入に係る経費を補助します。

対象となる方

以下の(1)～(5)のすべてに該当する者とする。

- (1) 堺市の区域内に事業所等を有する中小企業者（※1）であること
- (2) 次のいずれにも該当しないこと
 - ① みなし大企業に該当する者
 - ② 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業及びこれに類する事業）を行っている者
 - ③ ①及び②に掲げるもののほか、市長が不適当と認める者
- (3) 堺市において、中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた者であること
- (4) 堺市において認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、令和9年1月31日までに先端設備等（※2）を取得し、同年2月15日までに取得に係る経費の支払いを完了させること
- (5) 補助対象経費の合計額が300万円以上であること

※1 中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する事業者

※2 対象となる設備は、「機械及び装置」、「測定工具及び検査工具」、「器具及び備品」、「建物附属設備」、「ソフトウェア」

支援内容

補助対象経費	企業規模	補助率	補助限度額
対象先端設備等を取得するために要する費用（※3）のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額（公租公課等一部費用を除く）	小規模企業者（※4）	補助対象経費×15%	400万円
	その他中小企業者	補助対象経費×10%	300万円

※3 対象先端設備等を取得するために要する費用は以下のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 他から購入した償却資産
当該償却資産の購入の代価に付帯費（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、試運転費その他当該償却資産をその用途に供するために直接要した費用をいう。以下同じ。）の額を含めた金額
- (2) 自己の製作等に係る償却資産
当該償却資産の製作等のための原材料費、労務費及び経費の額に付帯費の額を含めた金額

※4 小規模企業者は中小企業者のうち、常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。

ご利用方法

要件やご利用方法、申請書類等の詳細については、堺市ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先
堺市役所 産業成長推進課 TEL：072-228-7629 FAX：072-228-8816

市税優遇制度（工業適地）

堺市内の対象区域において、工場や事務所等の整備に係る投資で一定の条件を満たす場合は、堺市イノベーション投資促進条例に基づき固定資産税、都市計画税、事業所税を最長5年間軽減します。

○工業適地における投資

対象事業

- (1) 企業立地計画に係る下記の家屋（これらの付帯施設を含む）の新設、拡張又は移転
 - ・工場、事務所（製造業及び情報通信業の事業の用に供するもの）
 - ・研究所、高度物流施設（業種制限なし）
 - ※高度物流施設…ICT技術や荷捌き合理化設備、流通加工設備等を導入した高度な物流機能を有する施設
- (2) 脱炭素エネルギー供給拠点（家屋の整備を伴う投資だけでなく、家屋の整備を伴わない投資も可）の新設、拡張又は移転
 - ※脱炭素エネルギー供給拠点…燃料用H₂、NH₃等、脱炭素につながるエネルギー源の供給拠点
- (3) 家屋の整備を伴わない投資であって、下記分野又は技術に関する償却資産導入による事業所の整備
 - ・成長産業分野又は特定重要物資・技術に関する投資
 - ・温室効果ガスの大幅な削減が見込まれる技術の導入 ※詳細については、次頁の「定義」を参照

対象区域

- ・工業専用地域
- ・工業地域
- ・準工業地域

優遇内容

固定資産税（家屋・償却資産）、都市計画税（家屋）及び事業所税（資産割）を最長5年間軽減します。（投資の内容により、対象となる税目は異なります。）

- (1) 家屋の整備（新築・建替・増築・賃借・購入）を伴う投資

	要件	軽減率
①	基本要件 投下固定資産額 ●中小企業 1億円以上 ●大企業 10億円以上 ※投下固定資産額…企業立地計画に係る家屋の新増築及び建替え並びに事業の用に供する償却資産の取得に要した費用の合計額。	1/2
②	成長産業分野、特定重要物資・技術関連の本社・研究所 ①の要件＋成長産業や特定重要物資・技術関連の本社（市外からの移転に限る）・研究所の整備	2/3
③	脱炭素エネルギー供給拠点 ①の要件＋脱炭素エネルギー供給拠点の整備（家屋の整備を伴う投資だけでなく、家屋の整備を伴わない投資も対象とします。）	

(2) 家屋の整備を伴わない投資

	要件	軽減率
④	成長産業分野や特定重要物資・技術に関する投資 温室効果ガスの大幅な削減が見込まれる技術の導入 投下固定資産額 ●中小企業 1億円以上 ●大企業 10億円以上	1/3

※定義（詳細はお問い合わせください。）

- 成長産業分野
ICT関連、次世代ヘルスケア関連、環境エネルギー関連、次世代輸送関連、防災関連
- 特定重要物資
経済安全保障推進法に規定する特定重要物資であって、政令で指定されたもの
- 特定重要技術
経済安全保障推進法に規定する特定重要技術研究開発指針に基づき、経済安全保障推進会議及びイノベーション戦略推進会議が決定する研究開発ビジョンにて支援対象とする重要技術として定められたもの
- 温室効果ガスの大幅な削減が見込まれる技術
国の「革新的イノベーション戦略」に規定する16の技術課題に係る技術開発

※市税の軽減は、投資により新たに課税されることとなった資産（床面積）が対象となります。

申請期限

①	建築確認申請を行う場合	建築確認済証の交付の日まで
②	建築確認が不要の場合	建築に係る契約の日まで
③	企業立地計画に係る家屋を取得（居抜き）、賃借する場合	取得又は賃借に係る契約の日まで
④	家屋の整備を伴わない投資の場合	償却資産の取得に係る契約又は発注日まで

ご利用方法

堺市役所産業成長推進課にて申請書の配布及び受付を行います。事前相談が必要です。

お問い合わせ先 堺市役所 産業成長推進課 TEL：072-228-7629 FAX：072-228-8816

市税優遇制度（都市拠点）

堺市内の対象区域において、事務所や研究所の整備に係る投資で一定の条件を満たす場合は、堺市イノベーション投資促進条例に基づき固定資産税、都市計画税、事業所税を最長5年間軽減します。

○都市拠点における投資

対象事業

次の特定事業所等※の新設、拡張または移転（※下記の家屋及びこれらの付帯施設）

- ・事務所、研究所（業種制限なし）

対象区域

・都心地域 ・中百舌鳥地域 ・泉ヶ丘地域

※次頁対象エリア図参照。詳細については、お問い合わせください。

優遇内容

固定資産税（家屋・償却資産）、都市計画税（家屋）及び事業所税（資産割）を最長5年間軽減します。
※投資の内容により対象となる税目は異なります。

	要件	軽減率
①	基本要件 投下固定資産額：10億円以上 （本社・研究所の新設・拡張又は市外からの移転については1億円以上） ※投下固定資産額・・・特定事業所等の新增築及び建替え並びに事業の用に供する償却資産の取得に要した費用の合計額。	1/2
②	都心地域における成長産業分野の本社・研究所 投下固定資産額：2億円以上 （本社・研究所の新設・拡張又は市外からの移転については1億円以上） 都心地域において成長産業分野の本社（市外からの移転に限る）又は研究所を整備するもの	
③	中百舌鳥地域における新事業創出企業の投資 投下固定資産額：2億円以上 （本社・研究所の新設・拡張又は市外からの移転については1億円以上） 中百舌鳥地域において、産業支援機関等と連携して先進的な事業を創出しようとする企業の投資	2/3
④	泉ヶ丘地域におけるスマートシティ構想に資する事業に関する投資 投下固定資産額：2億円以上 （本社・研究所の新設・拡張又は市外からの移転については1億円以上） 泉ヶ丘地域において、スマートシティ構想に資する事業（ICT、環境エネルギー、次世代輸送、防災）を行う企業の投資	

⑤	<p>中百舌鳥地域・泉ヶ丘地域における特定の成長産業分野に関する投資 投下固定資産額：2億円以上 （本社・研究所の新設・拡張又は市外からの移転については1億円以上） 下記②又は①のいずれかに該当 ②：中百舌鳥地域においてICT関連の事業を行う企業の投資 ①：泉ヶ丘地域において次世代ヘルスケア関連の事業を行う企業の投資</p>	3/4
---	--	-----

※定義（詳細はお問い合わせください。）

・成長産業分野

ICT関連、次世代ヘルスケア関連、環境エネルギー関連、次世代輸送関連、防災関連

※市税の軽減は、投資により新たに課税されることとなった資産（床面積）が対象となります。

申請期限

①	建築確認申請を行う場合	建築確認済証の交付の日まで
②	建築確認が不要の場合	建築に係る契約の日まで
③	特定事業所等を取得（居抜き）、賃借する場合	取得又は賃借に係る契約の日まで

ご利用方法

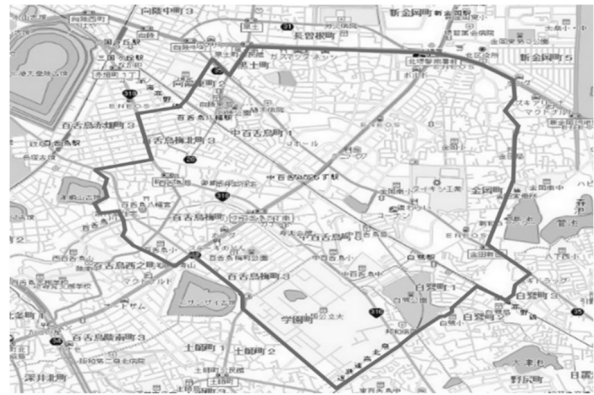
堺市役所産業成長推進課にて申請書の配布及び受付を行います。事前相談が必要です。

対象エリア図

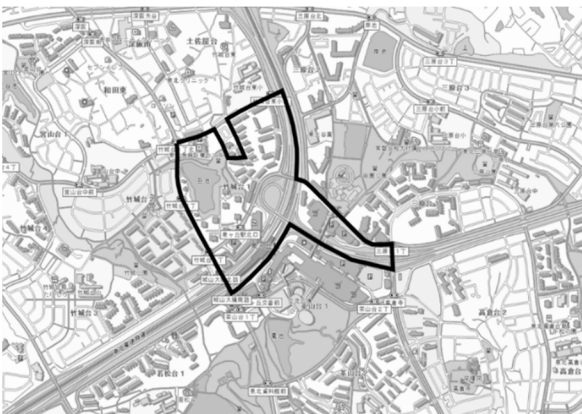
●都心地域における対象区域



●中百舌鳥地域における対象区域



●泉ヶ丘地域における対象区域



お問い合わせ先

堺市役所 産業成長推進課 TEL：072-228-7629 FAX：072-228-8816

企業成長促進補助金

堺市では、企業の本社や研究開発施設の投資や、市内製造業の成長産業・特定重要物資・特定重要技術に関する工場や研究開発施設の投資に対する支援を行います。（市税優遇制度と併用できます）

○市内で本社機能を整備する方

対象地域

堺市内において、本社機能の用に供する建物を取得又は賃借により整備する者で、以下の要件を満たす事業者

- ① 当該補助事業が堺市内の近畿圏整備法に基づく既成都市区域（JR 阪和線以西の区域で石津川左岸線以西の区域を除く）において行われるものであること。
- ② 補助対象経費が1000万円以上（大企業にあっては、4500万円以上）であること。
- ③ 常時雇用者数が1人以上（大企業にあっては、5人以上）増加すること。

支援内容

制 度	補助内容	上限額
投資に対する補助	補助対象経費×10% （大企業にあっては5%）	1億円
雇用に対する補助	市内在住雇用者増数×20万円×3年	5千万円

※補助対象経費は以下のとおりとする。

【建 物】建物（新設、増設又は建替えに限る。）の取得に係る経費

【償却資産】建物付属設備、構築物、機械装置、備品等の取得に係る経費

（土地の測量、造成、取得等に係る経費、公租公課、消費税及び地方消費税を除く。）

- ・雇用増加数は、市内在住者のみ算定する。

○市内で研究開発機能を整備する方

対象者

堺市内において、研究開発の用に供する建物を取得、改良又は賃借により整備する者で、以下の①及び②の要件を満たす事業者。ただし、大企業については、③④の要件も満たすこと。

- ① 製造業を主たる事業として営む企業であること。
- ② 補助対象経費が1000万円以上（大企業にあっては、10億円以上）であること。
- ③ 当該補助事業が近畿圏整備法に基づく既成都市区域（JR 阪和線以西の区域で石津川左岸線以西の区域を除く）の工業適地（工業専用地域、工業地域、準工業地域）で行われるものであること。
- ④ 当該補助事業が成長産業分野、特定重要物資又は特定重要技術のいずれかに該当するものであること。

支援内容

制度	補助内容	上限額
投資に対する補助	補助対象経費×10%（※） （大企業にあっては、5%）	1億円
雇用に対する補助	市内在住雇用者増数×20万円×3年	5千万円

・補助対象経費は以下のとおりとする。

【建物】建物（新設、増設又は建替えに限る。）の取得に係る経費

【償却資産】建物付属設備、構築物、機械装置等の取得に係る経費

（土地の測量、造成、取得等に係る経費、公租公課、消費税及び地方消費税を除く。）

※成長産業分野、特定重要物資又は特定重要技術のいずれかに関する投資の場合は補助率を15%とする。

〇市内で成長産業分野、特定重要物資又は特定重要技術への投資を実施する方

対象者

堺市内において、成長産業分野、特定重要物資、特定重要技術に関する事業の用に供する建物等を取得、改良又は賃借により整備する企業等で、以下の要件を満たす事業者

- ① 製造業を主たる事業として営む中小企業であること。
- ② 補助対象経費が製造の用に供する工場及び研究開発の用に供する施設で5000万円以上、又は研究開発の用に供する施設で1000万円以上であること。

※成長産業分野・・・ICT関連、次世代ヘルスケア関連、環境エネルギー関連、次世代輸送関連、防災関連

特定重要物資・・・経済安全保障推進法に規定する特定重要物資であって、政令で指定されたもの

特定重要技術・・・経済安全保障推進法に規定する特定重要技術研究開発指針に基づき、経済安全保障推進会議及びイノベーション戦略推進会議が決定する研究開発ビジョンにて支援対象とする重要技術として定められたもの

※上記にかかわらず、成長産業特例（水素ステーションの整備）を適用する企業等で、補助対象経費が5000万円以上の場合も対象とする。

支援内容

制度	補助内容	上限額
生産工場に対する投資	補助対象経費×5%	1億円
研究開発に対する投資	補助対象経費×15%	
雇用に対する補助	市内在住雇用者増数×20万円×3年	5千万円

・補助対象経費は以下のとおりとする。

【建物】建物（新設、増設又は建替えに限る。）の取得に係る経費

【償却資産】建物付属設備、構築物、機械装置等の取得に係る経費

（土地の測量、造成、取得等に係る経費、公租公課、消費税及び地方消費税を除く。）

ご利用方法

堺市役所産業成長推進課にて申請書の配布及び受付を行います。事前相談が必要です。



本社機能の整備



研究開発施設の整備



成長産業分野、特定重要物資又は技術

お問い合わせ先

堺市役所 産業成長推進課 TEL：072-228-7629 FAX：072-228-8816

グリーンイノベーション投資促進補助金

堺市では、脱炭素社会の実現に貢献する革新的技術に関する研究開発拠点や生産拠点等の整備、CO2の大幅削減や再利用等に係る設備投資に対する支援を行います。（市税優遇制度と併用できます）

対象となる方

次の全ての要件に該当する者

- ① 下表のいずれかの事業を行い、補助対象経費が10億円以上（2以上の企業の共同により行われる場合は、共同事業者の補助対象経費合計額が10億円以上）であること。

事業	内容
研究所整備	水素利用、二酸化炭素固定・再利用、再生可能エネルギー、次世代蓄電池その他脱炭素化に貢献する革新的な技術又は製品で別に定めるものに関する研究所を整備する事業
生産拠点整備	水素利用に関連する製品、次世代蓄電池材料、洋上風力発電に関連する基幹部品その他脱炭素化に貢献する製品で別に定めるものに関する生産拠点を整備する事業
脱炭素エネルギー供給拠点整備	脱炭素化に資するエネルギー又は燃料その他のエネルギー資源を周辺の事業拠点等に供給する事業を行う拠点を整備する事業。（原子力発電所及び堺市市税条例附則第3条の2第4項から第7項までの規定の適用を受ける特定再生可能エネルギー発電（太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電）設備を除く。）
設備導入	生産工程で発生する二酸化炭素の大幅削減又は再利用、工場間のエネルギー融通その他温室効果ガスの大幅削減又は再利用等に関する設備を導入する事業で別に定める温室効果ガス削減効果が見込まれるもの（既存設備等の単なる更新や買替えを除く。） （※年間5,000トン以上のCO2削減効果が見込めること。）

（※対象となる技術、製品及び設備等の詳細については、お問い合わせください。）

- ② 補助対象事業に関して、堺市が行う温室効果ガス削減効果等に関する調査及び情報発信に協力すること。
③ 補助対象事業に関して、堺市企業成長促進補助金の認定を受けていないこと。

支援内容

区分	補助内容	上限額
建物	（建物の新築、増築及び建替えに要する費用）×5%	2億円
償却資産	（償却資産（機械及び装置、建物附属設備並びに構築物に限る。）の取得に要する費用）×2%	1億円

（※補助金の額は、表の各区分ごとに算出した金額の合計金額。）

（※補助金の額が5,000万円を超える場合は、1年度当たり5,000万円を上限として、複数の年度に分割して交付します。）

（※土地の測量、造成、取得等に係る経費、公租公課、消費税及び地方消費税を除く。）

ご利用方法

堺市役所産業成長推進課にて申請書の配布及び受付を行います。事前相談が必要です。

お問い合わせ先

堺市役所 産業成長推進課 TEL：072-228-7629 FAX：072-228-8816

『工場などの新增築や建替え等を行う場合に必要な届出』

工場立地法の届出

敷地面積が9,000㎡以上もしくは建築面積が3,000㎡以上の製造業等の工場で、工場の新設、緑地や生産施設等の変更を行う場合は、工事着工の30日前（短縮申請の場合）までに工場立地法の届出が必要です。

対象となる方

次の条件を満たす工場（特定工場）で工場の新設、緑地や生産施設等の変更を行う場合

- ① 工場の敷地面積が9,000㎡以上（所有地、借地等のいかんを問いません）
または建築面積が3,000㎡以上（工場等の建築物の水平投影面積によります）
- ② 製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱、太陽光発電所は除く）
※名称変更や承継、工場廃止の場合も届出が必要です。

届出内容

届出の種類	届出が必要な場合	届出期限
新設届	特定工場を新設する場合 敷地面積または建築面積の増加により特定工場となる場合 既存施設の用途変更により特定工場となる場合	工事着工の 30日前までに届出
変更届	敷地面積が増加または減少する場合 生産施設を増設する場合（スクラップアンドビルドを含む） 緑地面積または環境施設面積が減少する場合 業種等の変更により生産施設面積率等が変わる場合	
氏名等変更届	氏名（名称）や住所（所在地）を変更した場合（代表者の変更の場合は不要）	事後遅滞なく届出
承継届	譲受け、借受け、相続、合併または分割により地位を承継した場合	
廃止届	廃業または特定工場でなくなった場合	

制限内容

- ・敷地面積に対する生産施設面積の割合 業種により30%～65%
- ・敷地面積に対する緑地面積及び環境施設面積の割合（以下のとおり）

	工業専用・工業地域	準工業地域	左記区域以外
緑地面積	10%	15%	20%
環境施設面積（緑地面積含む）	15%	20%	25%

届出の方法

- ・届出書類は堺市ホームページからダウンロードできますが、事前にご相談ください。

お問い合わせ先

堺市役所 産業成長推進課 TEL：072-228-7629 FAX：072-228-8816

都心地域産業拠点強化補助金

本市都心地域を中心とした対象区域に、新たに事業所等を開設する場合に、その賃料の一部を補助します。

対象となる方

下記の対象地域、対象業種、及び補助要件を満たす企業（法人・個人事業者）等（外資系企業を含む）

- 対象地域：本市都心地域のうち、右図の実線で囲まれる区域
- 対象業種：日本標準産業分類における下記の業種を営む企業等の事業所

- ① 産業支援機能：製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信業、運輸業、卸売業、銀行業、保険業等
- ② 知財系機能：学術研究、専門・技術サービス業
- ③ 教育機能：学校教育等

※株式会社さかい新事業創造センターに入居している、又は入居していた企業等については、業種は問わない。

- 補助要件：対象地域に新たに事業所等を開設する等の場合において、下記①及び②の要件を満たしていること
- ① 当該事業所において、常時勤務する従業員の合計が5人以上であること
- ② 当該事業所の床面積が50㎡以上の規模であること

※堺市及びS-Cube等が実施するイノベーション創出を支援する施策に参加する法人、個人は補助対象とします。

対象施策は毎年4月に堺市HPに掲載します。



支援内容

予算の範囲内で立地後3年間の賃料の30%を補助（補助上限額500万円）

特例→下記㊶㊷のいずれかの特例に該当する場合には、補助率を各特例につき10%加算します。

なお㊶の要件を満たす場合には、補助上限額を1500万円とします。

㊶ 本社機能移転特例 ㊷ 外資系企業特例

ご利用方法

補助金の申請につきましては、事前にご相談ください。



お問い合わせ先

堺市役所 産業成長推進課 TEL：072-228-7629 FAX：072-228-8816

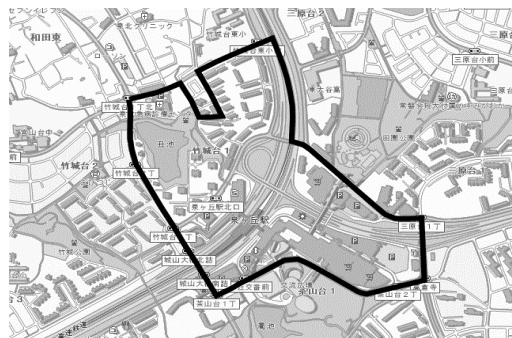
泉ヶ丘地域次世代ヘルスケアビジネス等集積促進補助金

本市泉ヶ丘駅周辺地域における対象地域に、新たに次世代ヘルスケアビジネス等を行う企業が事業所等を開設する場合に、その賃料の一部を補助します。

対象となる方

下記の対象地域及び補助要件を満たす企業（法人、有限責任事業組合）

- 対象地域：竹城台1丁、茶山台1丁（堺市道茶山台30号線以北の区域に限る。）及び三原台1丁のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第9項に規定する商業地域に該当する区域（右図の実線で囲まれた区域）



- 補助要件：事業所等を開設する者のうち、次の全ての要件に該当する者

- ① 床面積の合計が50平方メートル以上の事業所等を新たに賃借した企業
- ② 常時勤務する従業員の合計が5名以上である企業
- ③ 当該事業所等にて、㊶～㊿のいずれかの事業を実施する企業（※）
 - ㊶ 医薬品、医療機器及びこれらに関連する製品又はサービスを提供する事業
 - ㊷ 介護機器、福祉機器及びこれらに関連する製品又はサービスを提供する事業
 - ㊸ 健康の保持及び増進を図るための製品又はサービスを提供する事業
 - ㊹ AI、ビッグデータ、IoT等の高度なデジタル技術若しくはロボットを活用した製品又はサービスを提供する事業
 - ㊺ 産業分類項目表に掲げる大分類G情報通信業の中分類39情報サービス業及び40インターネット附属サービス業に該当する事業
 - ㊻ 燃料電池、蓄電池、再生可能エネルギーその他新エネルギーに関する製品又はサービスを提供する事業
 - ㊼ 環境への負荷低減及び環境改善に資する製品又はサービスを提供する事業
 - ㊽ 航空機、リニアモーターカー、ドローン、電気自動車、燃料電池自動車、自動運転車その他次世代輸送用機器に関する製品又はサービスを提供する事業
 - ㊾ 宇宙開発に関する製品又はサービスを提供する事業
 - ㊿ 建築物等の耐震化、防災対策その他防災(減災を含む。)に関する製品又はサービスを提供する事業

※上記のうち、商業施設（遊戯施設、飲食店、物品販売、個人向けサービス等の集客を行う施設）病院、福祉施設その他これらに類する事業は除く。

支援内容

予算の範囲内で立地後3年間の賃料の30%を補助（補助上限額500万円）

特例→下記㊶㊷のいずれかの特例に該当する場合には、補助率を各特例につき10%加算します。

なお㊶の要件を満たす場合には、補助上限額を1500万円とします。

- ㊶ 本社機能移転特例 ㊷ 外資系企業特例

ご利用方法

補助金の申請につきましては、事前にご相談ください。



お問い合わせ先

堺市役所 産業成長推進課 TEL：072-228-7629 FAX：072-228-8816

中百舌鳥地域スタートアップ・ベンチャー等 支援補助金

本市中百舌鳥周辺エリアに、事業所等を新たに開設するICT関連企業やスタートアップ・ベンチャー企業、フレキシブルオフィス（コワーキングスペース、シェアオフィススペース、モバイルワークオフィススペース及びサービスオフィススペース等の一時使用賃借又はサービス利用の形態のオフィス）やスモールオフィス（床面積が50平方メートル未満のオフィスで個別空調が整備されたもの）を新たに開設する企業等に対して、対象経費の一部を補助します。

対象となる方

次のいずれかの要件に該当する者

(1) 事業所等を新たに賃借し、外部からの資金調達又は雇用があるもののうち、次のアまたはイを満たすもの

ア：堺市及びS-Cube等が実施するイノベーション創出を支援する施策(※)に参加する法人、個人
※対象施策は毎年4月に堺市ホームページに掲載します。

イ：事業所等を開設する企業のうち、当該事業所等で行う事業が以下のいずれかに該当する企業

- ① ICT関連企業(情報サービス業又はインターネット附随サービス業に該当する事業、高度なデジタル技術若しくはロボットを活用した製品又はサービスを提供する事業、プログラミング等ICT関連の教育を行う事業等)
- ② 株式会社さかい新事業創造センターに入居している、又は入居していた企業、個人
- ③ 法人設立後10年以内であり、3期前から売上が1000万円を超えているスタートアップ企業
- ④ 大学の教官、研究員の研究成果を技術シーズとして事業化を行う企業

(2) 対象地域内に補助対象部分の床面積の合計が50平方メートル以上のフレキシブルオフィスの用に供する建物を賃借により整備し、当該フレキシブルオフィスを運営する者

(3) 対象地域内に補助対象部分の床面積の合計が50平方メートル以上のフレキシブルオフィスの用に供する建物を取得により整備する者

(4) 対象地域内に賃貸オフィス等の用に供する建物を賃借し、2区画以上のスモールオフィスに整備することで、賃貸オフィス等としての魅力を高め、サブリースにより供給する者

(5) 対象地域内に補助対象部分の床面積の合計が50平方メートル以上のスモールオフィスの用に供する建物を取得により整備する者



賃料補助制度について



フレキシブル・スモールオフィス制度について

対象となる地域

本市中百舌鳥駅周辺区域のうち、右図の実線で囲まれる地域

※詳細についてはお問い合わせください。



支援内容

○対象となる方の（１）に該当する方

補助対象経費	補助内容	補助上限額	補助期間
事業所等賃借料 (共益費等を除く)	補助対象経費×30%	500万円	36ヵ月

※30歳未満の個人、30歳未満の方が代表を務める企業は、「補助対象経費×50%」とします。

※上記に関わらず、以下の補助金のいずれかを受けた者の補助率は「補助対象経費×30%」で、複数回受けた者は対象外とします。

- ・堺市都心地域産業拠点強化補助金
- ・堺市泉ヶ丘地域次世代ヘルスケアビジネス等集積促進補助金
- ・堺市インキュベーション施設入居者支援補助金

○対象となる方の（２）（４）に該当する方

補助対象経費	補助内容	補助上限額	補助期間
事業所等賃借料 (共益費等を除く)	補助対象経費×30%	1000万円	36ヵ月
建物改修費			開設時

○対象となる方の（３）（５）に該当する方

補助対象経費	補助内容	補助上限額	補助期間
建物、建物附属設備、構築物 および機械、装置等の取得に 係る費用、建物改修費	補助対象経費×30%	1000万円	開設時

ご利用方法

堺市役所産業成長推進課にて申請書の配布及び受付を行います。事前相談が必要です。

お問い合わせ先

堺市役所 産業成長推進課 TEL: 072-228-7629 FAX: 072-228-8816

賃貸オフィスビル設置促進補助金

本市の対象区域において、賃貸オフィスビルを新築、又は建替えを行う場合に、その経費の一部を補助します。

対象となる方

以下の全ての要件に該当すること。

- (1) 対象区域において賃貸オフィスビルを新築し、又は建替えを行う者であること。
- (2) 賃貸オフィスビルの延床面積が、都心地域においては3,000㎡以上、中百舌鳥地域及び泉ヶ丘地域においては1,500㎡以上であること。
- (3) 賃貸オフィス等(※)の用に供する目的で設計された部分の床面積(以下「対象床面積」という。)の合計が、賃貸オフィスビルの延床面積の2分の1以上であること。(ただし、対象床面積の合計が1,500㎡以上である場合は、この限りでない。)
- (4) 賃貸オフィスビルの1階層当たりの床面積が300㎡以上であること。
- (5) 対象となる賃貸オフィスビルに関して、「堺市中百舌鳥地域スタートアップ・ベンチャー等支援補助金」の交付を受けていないこと。

※賃貸オフィス等…次のいずれかに該当する部分

- ㊦ 会社等の事務所又は研究所として賃貸する部分(住家、商業施設、病院、福祉施設等を除く。)
- ㊧ フレキシブルオフィス(コワーキングスペース、シェアオフィススペース等)、貸会議室、カンファレンスルーム、イベント・セミナースペース又は展示・実証スペースとして使用又は賃貸する部分

対象区域

・都心地域 ・中百舌鳥地域 ・泉ヶ丘地域

※各対象区域の詳細については、お問い合わせください。

支援内容

- (1) 補助対象経費 賃貸オフィスビルを新築し、又は建替えを行うために要する経費のうち、建物の取得、建物附属設備の取得、構築物の取得及び機械装置等の取得に係る費用(賃貸オフィス等以外の用途に供する部分に係る経費を除く。)
- (2) 補助率 補助対象経費の10%以内、上限額2億円

申請期限

建築確認済証の交付の日まで

ご利用方法

堺市役所産業成長推進課にて申請書の配布及び受付を行います。事前にご相談ください。

お問い合わせ先

堺市役所 産業成長推進課 TEL:072-228-7629 FAX:072-228-8816



『必要経費を削減するために省エネ・節電に取り組みたい、太陽光発電設備を設置したい』

事業所向け省エネ設備等導入支援事業補助金 空気圧縮機・省エネアドバイザー派遣事業

省エネ設備等の導入費用の一部を補助します。コンプレッサの省エネに関する専門家を無料で派遣します。

○省エネ設備等導入支援事業補助金の対象となる方

以下の(1)及び(2)に該当すること。

- (1) 補助対象者 市内事業者（風俗営業等除く）及び市内事業者にリース契約等を行う事業者
 (2) 補助対象事業所 年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kL 未満で、省エネルギー専門家による省エネルギー診断（太陽光発電設備の場合は専門家による発電シミュレーション）を受けている事業所

支援内容

(1) 補助対象設備・補助対象経費

区分	補助対象設備の種類	補助対象経費
省エネ設備	産業用モータ（コンプレッサ、ポンプ・ファンなど）、変圧器、高性能ボイラ、業務用給湯器、高効率コージェネレーション、冷凍冷蔵設備、冷凍機、産業ヒートポンプ、低炭素工業炉	設備費
再エネ設備	太陽光発電設備（自家消費型）	工事費、設備費

※LED照明・空調は補助対象外。

※未使用品かつ、導入する設備1種類において、補助対象経費が30万円以上であること。

(2) 補助対象事業

【省エネ設備】※

A エネルギー削減率	B 温室効果ガス削減量	補助上限額
5%以上※1	5t-CO ₂ 以上	90万円
1%以上	1t-CO ₂ 以上	45万円

【再エネ設備】

導入容量	補助上限額
10kW 以上	90万円
10kW 未満※2	10万円

※事業所全体で、A、Bいずれかの削減要件を満たす事業

※1 温室効果ガス削減量 1t-CO₂ 以上も満たしていること。

※2 エネルギー使用量又は温室効果ガス排出量を、1%以上又は 1t-CO₂/年以上削減する事業であること。

(3) 補助金額

【省エネ設備】補助対象経費の1/3で千円未満切り捨て（補助上限額以内）

【再エネ設備】導入容量[kW]に1万5千円を乗じた額で千円未満切り捨て（補助上限額以内）

詳細は堺市ホームページをご覧ください。

○空気圧縮機・省エネアドバイザー派遣事業（無料）の対象となる方

モータ出力7.5kW以上のスクリーコンプレッサ等を使用している市内事業所



診断内容

電流・圧力を1週間測定し、コンプレッサの負荷率等を計測。得られたデータに基づきコンプレッサメーカーの専門家がアドバイスをを行う。また、希望に応じて吐出圧力の調整などのチューニングを実施。

※測定中も通常通り稼働していただいて構いません。

詳細は堺市ホームページをご覧ください。



ご利用方法（共通）

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

堺市役所 環境エネルギー課 TEL：072-228-7548 FAX：072-228-7063

余剰電力活用型の太陽光発電設備の導入に係る補助金



屋根置き太陽光発電設備を導入し、消費しきれない電力（余剰電力）を市に売却する事業に対して補助を受けることができます。

対象となる方

堺市内に所在する建物（住宅を除く。）に太陽光発電設備を設置する事業者

支援内容

市内の建物に自家消費用の太陽光発電設備を導入し、その余剰電力を市に売却する事業者には、設備の導入に係る経費の一部を補助します。



※余剰電力の買取は、市が指定する小売電気事業者が行います。

- (1) 補助対象経費：太陽光発電設備の設置に要する工事費、設備費、業務費及び事務費（上限 20 万円/kW）
- (2) 補助率：1/4～1/2（総発電量に占める余剰電力量の割合（余剰率）によります）
- (3) 主な補助要件：
 - ・太陽光発電設備を建物の屋根に新規設置するものであること
 - ・市が指定する小売電気事業者に余剰電力を売却すること
 - ・2030 年度までに建物で使用される全ての電力を再エネ 100%電力に切り替えること
 - ・堺市との地域脱炭素の推進に関する協定の締結に同意すること

ご利用方法

詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

堺市役所 脱炭素先行地域推進室 TEL：072-340-2095 FAX：072-228-7063

女性雇用促進等職場環境整備 支援事業補助金



女性の職域拡大や働きやすい職場環境整備を推進するために、職場における労働環境の改善に取り組む市内中小企業等に対して整備費用の一部を補助します。

対象となる方

次の4点を満たす企業等（法人・個人事業主）

- (1) 市内で1年以上事業を営み、常時雇用労働数が300人以下である
- (2) 次のいずれかに該当するもの
 - ア. 補助金交付申請年度又は過去2年以内に、雇用推進課が実施する、女性活躍推進のための事業（セミナー等）に参加した、又は参加を予定している
 - イ. さかいJOBステーションが実施する、女性活躍推進のための事業（セミナー等）を活用した、又は活用を予定している
- (3) 補助金交付申請年度に、補助事業を実施する事業所において、女性の常時雇用労働者数を10%以上増やす採用を行った若しくは採用を予定している又は翌年度の4月1日採用を予定している
- (4) 補助金交付申請年度に、さかい「^{はた}働コミ」Company登録制度（P51参照）に既に登録している、又は登録を予定している

補助内容

- (1) 補助対象
専ら労働者の使用に供するための女性用施設（トイレ、シャワールーム、更衣室、休憩室）の整備とする。ただし、新規事業所の開設に係る女性用施設の整備は対象外とする
- (2) 補助対象経費
 - ① (1) に要する工事費（ただし、既存施設の取り壊しに係る費用は除く。）
 - ② (1) に要する設計等に係る委託料（ただし、既存施設の取り壊しに係る費用は除く。）
 - ③ (1) に要する備品購入費※補助対象経費の合計が5万円未満となる場合は、対象経費となりません
※消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含めません
- (3) 補助限度額 50万円
- (4) 補助率 補助対象経費の2分の1以内

ご利用方法

下記までお問い合わせください。事前相談後、申請を受け付けます

（申請はメール・持参は令和9年2月26日（金）17時まで、郵送は令和9年2月28日（日）消印有効）。

なお、予算額に達し次第、受付を終了いたします。

申請開始及び申請手続き等の詳細については、堺市ホームページをご確認ください。

URL：<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/careerweb/kigyodiversity/shokuba-hojo.html>

お問い合わせ先

堺市役所 雇用推進課 TEL：072-228-7404 FAX：072-228-8816

女性活躍推進専門家派遣 女性活躍推進企業への融資制度

女性の採用や人材定着の取組を進めたい市内中小企業等に対し、社会保険労務士や中小企業診断士等の専門家を無料で派遣し、課題解決に向けたご提案や就業規則の見直し等の支援を行います。

また、女性活躍や働き方改革等に積極的に取り組み、市の証明を受けた中小企業等については、日本政策金融公庫の融資制度を、通常より優遇された利率で利用することができます。

○女性活躍推進専門家派遣

対象となる方

- ・市内中小企業等

支援内容

多様で柔軟な働き方の導入や、仕事と育児・介護等の両立支援の取組を進めるため、社会保険労務士や中小企業診断士等の専門家を派遣します。相談内容をヒアリングしたうえで、必要な支援内容の提案や、就業規則の改正、社内制度・手続の整備等、企業の実情に応じた具体的な支援を行います。

ご利用方法

詳細は、決まり次第、堺市ホームページに掲載します。

<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/danjokyodosankaku/katsuyaku/haken.html>



○女性活躍推進企業への融資制度

対象となる方

さかい「働コミ」Company はた（※）の登録企業等で、堺市の証明を受けた中小企業等 登録制度
※女性活躍推進、ワーク・ライフ・マネジメント等の働き方改革に積極的に取り組む市内事業者の登録制度

さかい「働コミ」Company



融資制度内容

- (1) 資金用途 事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金
- (2) 返済期間 設備資金 20 年以内（うち据置 2 年以内）、運転資金 10 年以内（うち据置 2 年以内）
- (3) 融資限度額 7 億 2000 万円（中小企業事業）
- (4) 適用利率 2 億 7000 万円まで：基準利率－0.4% 令和 8 年 3 月現在
2 億 7000 万円超：基準利率（融資期間、信用リスク等により異なります。）

ご利用方法

制度の詳細や申請手続等については、堺市ホームページをご確認ください。

https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/danjokyodosankaku/katsuyaku/renkei_jfc.html



お問い合わせ先

堺市役所 ダイバーシティ企画課 TEL：072-228-7159 FAX：072-228-8070

さかいJOBステーション

企業人材マッチング支援プラザ

企業人材マッチング支援プラザでは、人材を採用、育成したいと考える堺市内企業の情報提供や魅力発信、企業と求職者との交流会イベントの開催、合同企業説明会・交流会等の開催、職場定着支援、採用から育成・定着に関するご相談など「市内企業の人材確保」を総合的にサポートします。

対象となる方

若年者（15歳～39歳）・女性（全年齢）・デジタル人材（全年齢）の採用や育成に本気で取り組む（取り組みたいとお考えの）堺市内企業

支援内容

- (1) 求人企業情報カードの作成（当施設内のほか、WEBサイトやSNSにも掲示）
- (2) 求職者と企業の企業交流会「Good JOB!! in さかい」の開催
- (3) さかいJOBスカウトシステム（企業から求職者へアプローチ出来るシステム）
- (4) さかいJOBステーション専用求人の受付
- (5) 合同企業説明会（3社～40社程度）集中講座を受講した求職者対象など様々な形態で開催
- (6) さかいJOBステーションホームページへの掲載（企業情報の発信）
- (7) 採用力向上、人材育成など各種セミナーの開催（セミナー等の開催のご案内）
- (8) 人材の採用、育成等に関する企業相談

★さかいJOBステーションに「堺ハローワークコーナー」を併設

- (1) 求人企業情報カードを活用したPR！
求人企業情報カードを見た求職者は、ハローワークコーナーを通じて企業へ応募します。
- (2) 求人情報の閲覧
ハローワーク堺をはじめ、全国のハローワークが出している求人情報を閲覧することができます。

ご利用方法（ご登録・ご利用無料）

- (1) さかいJOBステーションへお問い合わせください
- (2) 貴社の地域を担当する企業支援員（リクルーティングアドバイザー）が訪問します
- (3) 「さかいサポーター企業」への登録お申込み
- (4) 登録証発行。さかいサポーター企業への登録完了（随時サービスをご案内します）

お問い合わせ先

さかいJOBステーション 企業人材マッチング支援プラザ

TEL：072-252-4750 FAX：072-252-4770



キャリアナビさかい



堺市が市内事業者の人材確保、未就労女性の就職、非正規雇用で働く方の転職を支援します。

対象となる方

[人材確保支援]

- ・堺市内事業者（堺市内に事業所がある事業者。）

[就職・転職支援]

- ・未就労（育休中含む）の女性（パートやフルタイム等の仕事を探されている方）
- ・不本意ながら非正規で働いている方（正社員など、より良い待遇をめざす方）



支援内容

[人材確保支援]

市内事業者に対して人材確保に向けた相談を行い、フルタイム・パートを問わず、キャリアナビさかいでのみ使用する「キャリアナビさかい専用求人」の受付を行います。本事業を利用される未就労女性や非正規雇用の求職者の方に求人情報を提供し、人材マッチングに向け支援を行います。

[就職・転職支援]

年末年始を除く毎日、キャリアコンサルタントが就職相談に対応します。職業理解を深めること等により、ミスマッチを起こさない就職・転職を支援します。相談は、来所だけでなく電話やオンラインも活用し、月～土曜日は午後9時まで対応。また、相談を受けた方には、独自に開拓した専用求人等の紹介も行います。

<就職相談> ※キャリアナビさかいホームページ（QRコード）からご予約ください

月～土	午前10時～午後6時	対面・オンライン（Zoom）	1 枠 50 分
	午後6時～午後9時	オンライン（Zoom）	
日・祝日	午前10時～午後6時		

所在地等

所在地：堺市北区長曽根町 47 番 コンフォートなかもず 403

（南海高野線「中百舌鳥」駅から北東へ約 300 メートル）

電話：072-254-7060

FAX：072-254-7062

URL：<https://www.careernavi-sakai.jp>



お問い合わせ先

キャリアナビさかい TEL：072-254-7060 FAX：072-254-7062

ミドル・シニアしごと応援プログラム



堺市内事業者の人材確保支援のため、ミドル・シニア人材（概ね50歳以上）の雇用管理についてのセミナーやミドル・シニア求職者との合同企業説明会を実施します。

対象となる方

堺市内事業者（堺市内に事業所がある事業者。）

支援内容

- （1）ミドル・シニア人材雇用支援セミナー
ミドル・シニア人材の強みや企業の取組事例、ミドル・シニア人材雇用に関する助成金等をテーマにし、ミドル・シニア人材が活躍できる職場環境整備を支援します。
- （2）合同企業説明会
堺市内事業者とミドル・シニア求職者を対象にした合同企業説明会を開催します。

ご利用方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

堺市役所 雇用推進課 TEL：072-228-7404 FAX：072-228-8816

障害者雇用貢献企業認定制度



市内中小企業における障害者雇用を促進し経営の安定を図るため、障害者雇用に積極的に取り組む企業を認定し、企業情報の発信や奨励金の交付などで支援します。

対象となる方

市内に本社のある従業員300人以下の法人または個人であって、次のいずれかに適合する企業等。ただし、常時雇用する労働者数が40.0人以上の法人等については、認定基準日（各年6月1日）において雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上である必要があります。

(1) 障害者雇用促進貢献企業

認定基準日において、本市基準により算出した障害者雇用貢献率が5.0%以上の市内中小企業等

(2) 新規雇用創出企業

新事業展開、新規創業、子会社・協同組合の設立など、新たな取り組みを通じて障害者を新たに2人以上雇用した市内中小企業等

(3) 障害者就労支援機関連携企業

堺市障害者就業・生活支援センター、市内就労移行支援事業所、公益財団法人堺市就労支援協会などの利用者であった者を雇用し、雇用期間が2年を超える者が在籍する市内中小企業等

(4) 精神障害者新規雇用企業

基準日前1年間に、国基準に該当する精神障害者を新たに雇用した市内中小企業等

支援内容

- (1) 堺市ホームページ等広報媒体を活用した企業情報の発信
- (2) 堺市の建物清掃業務等の総合評価一般競争入札及び工事等の総合評価落札方式における加点
- (3) 堺市の中小企業向け融資の金利優遇
- (4) 障害者雇用管理に係る情報提供
- (5) 奨励金の交付（10万円から30万円）※別に定める要件あり

ご利用方法

6月1日から7月末までの期間で認定申請書を受け付ける予定です。

申請手続き等の詳細については、堺市ホームページをご確認ください。

URL:<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/careerweb/kigyo/diversity/syougaisyakoyoukouukenkigyo/koyokokennintei.html>

お問い合わせ先

堺市役所 雇用推進課 TEL：072-228-7404 FAX：072-228-8816

テーマ別各種セミナー

中小企業の人材育成を支援します。

対象となる方

堺市内を中心とする中小企業者

支援内容

中小企業の次世代を担う人材育成として、経営に必要とされる知識を体系的に学ぶことができる連続講座や従業員の方のスキルアップを図る各種セミナーを必要に応じ開催し、人材育成の総合的な支援を行います。

令和8年度 開催予定セミナー	内 容
産業技術セミナー	高度な産業技術及び新製品、新技術の開発等に対応できる人材を育成します。
知的財産セミナー	知的財産の活用により企業の経営力の向上を図ります。
展示会出展セミナー	展示会出展において出展成果を高めるための準備やフォロー方法を学ぶセミナーを実施します。
DX セミナー	中小企業の生産性向上、業務効率化に向けた DX への取組の推進やデジタル人材の育成を図るセミナーです。

ご利用方法

堺市産業振興センターホームページにアクセスし、申し込みフォームに必要事項を記入の上、お申し込みください。



お問い合わせ先

堺市産業振興センター 経営支援課 TEL : 072-255-6700 FAX : 072-255-1185
メール : keiei_shien@sakai-ipc.jp

SCK サービスセンター

(中小企業の福利厚生事業)



いい職場！いい制度！いい笑顔！ 福利厚生に頼れるパートナーSCKをご利用ください
ベネフィット・ステーションの100万件を超えるサービスも「追加料金ナシ」でご提供しています

対象となる方

堺市内に事業所・店舗・工場がある従業員数300人以下または資本金3億円以下の事業所に働く勤労者（パート・非常勤・アルバイト・家族従業員を含む）と事業主の方

支援内容

(1) 慶弔給付事業

結婚祝金、結婚記念（銀婚・金婚）祝金、出産祝金、入学（小・中学校）祝金、還暦祝金、入院見舞金、障害見舞金、死亡弔慰金、永年在会慰労金

(2) 健康管理事業

- ・事業所対象…定期健康診断補助
- ・個人対象…人間ドック・定期健康診断補助、インフルエンザ予防接種補助
- ・スポーツクラブ法人会員割引

(3) 余暇活動事業

- ・各種イベント・教室の開催…各種スポーツ大会、味覚狩り、クッキング体験など
- ・チケットあっせん…スポーツ観戦チケット、観劇、コンサート、シェフグルメカードなど
- ・各種グルメ、映画、レジャー、スーパー銭湯などの割引サービス
- ・宿泊補助
- ・ゴルフ場利用補助

(4) その他

- ・職場レクリエーション補助
- ・自己啓発の支援、補助
- ・育児補助金、子育てサービス
- ・介護補助金、支援サービス
- ・財形貯蓄制度の事務代行
- ・中小企業退職金共済制度の加入あっせん業務
- ・無料法律相談
- ・会員証等の提示による提携施設・店舗での割引 など

ご利用方法（ご入会方法）

必要書類（入会申込書＜事業所用・会員用＞、口座振替依頼書）を提出していただきます。

10日までに提出の場合は当月から、11日以降に提出の場合は翌月からの利用開始となります。

入会金／500円 月会費／700円

※従業員を雇用しない事業主の方や勤労者の方は個人でも入会できます。会費やサービス内容等の詳細はお問い合わせください。

※担当者が制度の詳細な内容などをご説明に伺いますので、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

堺市産業振興センター 勤労者福祉サービス課（SCK サービスセンター）

TEL：072-255-1515 FAX：072-255-5151

堺優良従業員・堺技能功労者表彰



堺市と堺商工会議所では、従業員の勤労意欲向上を図るため、「堺優良従業員表彰」を実施します。また、技能者の社会的・経済的地位と技能水準の向上を図るため、「堺技能功労者表彰」を実施します。

表彰の対象となる方

- ・「堺優良従業員表彰」の被表彰者
堺商工会議所会員事業所はじめ堺市内の事業所に勤務する従業員・グループであり、当該事業所の推薦を得た者。
- ・「堺技能功労者表彰」の被表彰者
堺商工会議所会員事業所はじめ堺市内事業所の従業員或いは経営者であり、堺市内各種産業団体等の推薦を得た者。
※受賞者は堺優良従業員・堺技能功労者表彰規程に基づく審査委員会で決定します。

支援内容

受賞者には、表彰楯・記念品をお渡しします。

表彰の種類と推薦要項

- 「堺優良従業員表彰」
 - (1) 永年表彰（本年10月1日付で勤続10年以上に達している従業員。以降10年毎に表彰区分があります。）
 - (2) 功労者表彰（総務・管理部門、販売・サービス部門、製造・技術・研究部門において、勤続年数を問わず、功労があった従業員。）
 - (3) 産業ルネサンス表彰（新商品・新サービスの開発、生産・環境分野での技術開発等、独創的なアイデアや新しい手法等を考案することで、堺市域経済の再生・発展に貢献したと認められる従業員またはグループ。）
- 「堺技能功労者表彰」

堺市域の産業振興及び業界全体の振興・発展に貢献している功労顕著な技能者を表彰いたします。推薦には、下記(1)～(3)の要件をいずれも満たすことが必要です。

 - (1) 技能の研鑽、後進の指導育成に努め、優れた技能をもって堺市の産業及び業界全体の振興・発展に貢献し、他の模範と認められる者。
 - (2) 本年10月1日付けで、同一の職に通算15年以上従事している者。
 - (3) 各種業界団体・組合等の推薦を得た者。

ご利用方法

推薦には、各種要件がある他、推薦登録料が掛かります。
詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

堺市役所 雇用推進課 TEL: 072-228-7404 FAX: 072-228-8816

堺商工会議所 産業振興課 TEL: 072-258-5502 FAX: 072-258-5580

マル経融資

(小規模事業者経営改善資金融資制度)

経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、堺商工会議所の推薦により、無担保・無保証人・低金利（固定金利）で融資を受けられる日本政策金融公庫の融資制度です。
※推薦にあたっては、審査があります。

対象となる方

市内の小規模事業者で最近1年以上継続して事業を行い、堺商工会議所の経営指導を原則として6か月以上受けている方

従業員（法人役員・家族従業員・パートは除く）商業・サービス業5人以下
（但し、宿泊業、娯楽業は20人以下）
製造業・その他20人以下

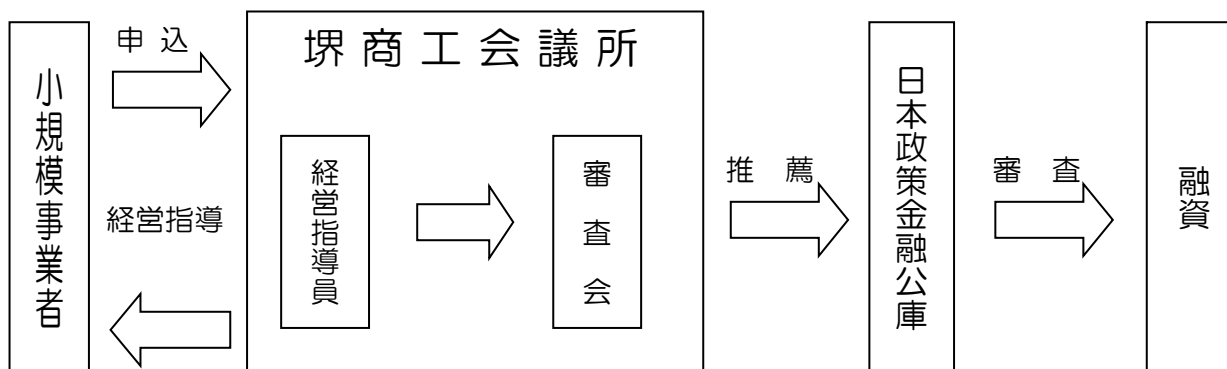
融資条件

日本政策金融公庫の融資対象業種である方の資金について、以下の条件で融資が受けられます。

- (1) 融資限度額 2000万円
- (2) 返済期間 運転資金、設備資金10年以内
- (3) 担保・保証人 不要（保証協会の保証も不要）
- (4) 納税 確定申告を行い、法人税・所得税・事業税・住民税(府民税・市民税)について納期限の到来している税額を完納している方

※日本政策金融公庫の普通貸付及び特別貸付の既存融資のうち、第三者保証人付でない、または担保付でない借入金に関して、マル経融資による借替が可能です。

融資のしくみ



お問い合わせ先

堺商工会議所

中小企業振興部経営支援課 TEL：072-258-5503 FAX：072-258-5580

金融支援事業



事業に必要な運転資金や設備資金の融資を利用できます。

対象となる方

原則として市内の同一場所で6か月以上事業を営んでいる中小企業者

原則として同一場所で6か月以上事業を営んでおり、市内へ設備投資を行う市外の中小企業者

市内で事業を始めようとする方、または原則として事業開始後6か月未満の中小企業者等

※融資制度により対象が異なります。

制度内容

(1) 制度の詳細

P61、P62の別表をご参照ください。

(2) 制度の特長

【保証付融資】

(公財)堺市産業振興センターや信用保証協会が保証を行う融資です。(堺市中小企業協同組合振興資金融資を除く)

【保証料負担制度】

通常より保証料を低利に設定している融資や保証料を堺市が負担する制度(保証料を支払う必要がない制度)もあります。

【固定金利で長期融資にも対応】

全ての融資が固定金利です。また、融資期間は最大10年の融資もあります。

ご利用方法

(1) お申し込み

- ・申込書に所定の書類を添えてお申込みください。
- ・郵送による申込みは受け付けていません。
- ・手数料など一切必要ありません。

(2) 調査

- ・面談・調査の日時等を連絡します。
- ・事業の内容や資金の使いみちについてお伺いしますので、帳簿などの関係書類をそろえ調査にご協力ください。

(3) 融資

- ・信用保証協会保証付き融資の場合、金融機関から保証の決定をお知らせしますので、金融機関で融資の手続きを行ってください。なお、このとき信用保証料をお支払いいただきます。また、堺市産業振興センター保証付き融資の場合、保証決定通知書を受け取りに堺市産業振興センターまでお越しください。

お問い合わせ先

堺市産業振興センター 金融支援課 TEL: 072-255-8484 FAX: 072-255-5162

堺市中小企業融資制度一覧表

《大阪信用保証協会保証付き融資》（金融機関が行う融資に無担保保証を行うタイプです。）

融資メニュー	融資対象者	資金使途
堺市中小企業振興資金融資 （無担保） 〈市町村連携型〉	堺市内において、原則として同一場所で6か月以上引き続き事業を営んでいる小規模企業者で、下記の全てに該当する方 ①決算及び確定申告を行っている方 ②具体的な事業計画を有している方 ③金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方 ④融資を受けた後の保証協会の保証にかかる借入金の残額が2,000万円以下の方	運転資金 設備資金
堺市中小企業設備投資応援資金融資 （無担保） 〈市町村連携型〉	大阪府内において、事業を営んでいる中小企業者で、堺市内で設備投資を行う下記全てに該当する方 ①決算及び確定申告を行っている方 ②具体的な事業計画を有している方 ③金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方 ④融資を受けた後の保証協会の保証にかかる借入金の残額が8,000万円以下の方	設備資金 設備資金に付随する 運転資金

《堺市産業振興センター保証付き融資》（金融機関が行う融資に有担保（一部無担保）保証を行うタイプです。保証料

融資メニュー	融資対象者	資金使途
堺市中小企業活力強化資金融資 （有担保）	(1)堺市内又は堺市外において、原則として同一場所で6か月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者で、堺市内で設備投資を行う方 (2)(1)に加え、下記のいずれかに該当する方 ①中小企業庁のBCP基本・中級・上級コースのいずれかを策定し、これらに基づき、自然災害発生時に業務を継続するための設備投資を行う方 ②成長産業分野（環境エネルギー産業分野・健康医療産業分野・IoT/IT産業分野）やDX（IoT/IT含む）の導入にかかる設備投資を行う方 ③堺市の地場産業を営む事業者（自転車又は自転車部分品の製造、刃物の製造、敷物の製造、線香の製造、昆布の加工、繊維の染色又はさらしを行う事業者）で当該製品の製造又は加工のための設備投資を行う方 (3)堺市内の原則として同一場所で6か月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者で、下記のいずれかに該当する方 ①今年度及び前年度において、堺市企業成長促進補助金の認定を受けた方 ②今年度及び前年度において、堺市女性雇用促進等職場環境整備支援事業補助金の交付決定を受けた方 ③就職困難者の雇用促進、若年者や女性等の雇用・育成及び労働環境の向上に積極的な方（具体的な要件は堺市HPに掲載）	設備資金 運転資金 設備資金
堺市中小企業活力強化資金融資 【生産性向上（補助金活用）支援枠】 （無担保）	堺市内において、原則として同一場所で6か月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者で、下記のいずれかの補助金の交付決定を受けた方 【堺市補助制度】堺市新事業チャレンジ支援補助金/堺市伝統産業生産力強化支援補助金 【国補助制度】ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金/中小企業省力化投資補助金/ 中小企業新事業進出補助金/デジタル化・AI導入補助金	運転資金 設備資金
堺市創業者支援資金融資 （有担保）	(1)堺市内において新たに事業を営むため必要な準備を行っている方、又は事業開始後6か月未満の方、もしくは、堺市の特定創業支援等事業による支援を受けた創業から2年未満の方 (2)堺市内の泉北ニュータウン又は中百舌鳥エリア（堺市HPに具体的な場所を掲載しています）で新たに事業を営むため必要な準備を行っている方、又は当該2地区のいずれかで事業開始後6か月未満の方 (3)(1)に加え、下記に該当する方 成長産業分野（環境エネルギー産業分野・健康医療産業分野・IoT/IT産業分野）やDX（IoT/IT含む）の導入にかかる設備投資を行う方	運転資金 設備資金 設備資金
堺市創業者支援資金融資 【中百舌鳥地域スタートアップ等支援枠】 （無担保）	中百舌鳥エリアにおいて、事業開始後または法人設立後10年未満の中小企業者で、下記のいずれかに該当する方 ①堺市中百舌鳥地域スタートアップ・ベンチャー等支援補助金の交付決定を受けた方（補助期間中の方を含む） ②株式会社さかい新事業創造センター入居者のうち、株式会社さかい新事業創造センターからの推薦を受けた方	運転資金 設備資金
堺市経営安定特別資金融資 （有担保）	堺市内の原則として同一場所で6か月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者、又はさかい新事業創造センター（S-Cube）に入居している中小企業者で、下記のいずれかに該当する方 ①最近3か月、6か月、又は12か月の平均売上高が、前年又は前々年同期より減少している方 ②最近3か月、又は直近決算期の平均売上総利益率、又は平均営業利益率が、前年又は前々年同期より減少している方 ③適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、新たな資金調達に支障を来している方 ④適切な事業計画を有し、事業多角化、又は事業転換を行う方 ⑤一定以上の買上げを行う方 ※3	運転資金 設備資金
堺市中小企業振興資金融資 （有担保）	堺市内の原則として同一場所で6か月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者	運転資金 設備資金

《その他の融資》（組合向け融資。商工中金堺支店で受け付けています。）

融資メニュー	融資対象者	資金使途
堺市中小企業協同組合振興資金融資	中小企業等協同組合、商工組合その他商工中金の融資対象となる組合であって、堺市内に事務所、又は事業所を有する中小企業者	運転資金 設備資金 転貸資金

☆貸付利率等は金融情勢により変動しますので、お申込み時にご確認ください。所定の(信用)保証料、不動産担保等が必要です。

(令和8年4月1日現在)

融資金額	貸付利率	融資期間	信用保証料	担保	連帯保証人	受付場所
2,000万円以内	年1.75%	10年以内	大阪信用保証協会所定	不要	原則として、 法人代表者以外は不要	取扱金融機関 ※1
8,000万円以内	年1.45%以下の取扱金融機関所定 金利より▲0.1%	10年以内	大阪信用保証協会所定 ※2	不要	原則として、 法人代表者以外は不要	取扱金融機関 ※1

※1 一部金融機関ではお取り扱いがない場合もございます。
※2 DX・カーボンニュートラルに関する資金については割引対象になります。

負担なく利用できる融資もあります。）

融資金額	貸付利率	融資期間	保証料	担保	連帯保証人	受付場所
5,000万円以内	年1.4%	10年以内	原則、保証料の負担なし (堺市が負担します)	必要 (不動産又は 有価証券)		
	年1.0%		特別料率 (別表)			
1,500万円以内の 交付決定金額 但し、堺市伝統産業生産力 強化支援補助金は 5,000万円以内	年1.0%	2年以内	原則、保証料の負担なし (堺市が負担します)	不要		
2,000万円以内 但し、総資金の4/5以内 (総資金の1/5以上の自己 資金が必要です)	年1.3%	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	原則、保証料の負担なし (堺市が負担します)	必要 (不動産又は 有価証券)	原則として、 法人代表者以外は不要	堺市産業振興 センター
	年1.0%		特別料率 (別表)			
500万円以内	年1.0%	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	原則、保証料の負担なし (堺市が負担します)	不要		
5,000万円以内	年1.3% 但し、事業承継資金として 利用する場合、年1.0%	10年以内	一定以上の質上げを行う方と 事業承継資金として利用する方 は、原則保証料の負担なし (堺市が負担します)	必要 (不動産又は 有価証券)		
			特別料率 (別表)			
5,000万円以内	年1.5%	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	基本料率 (別表)			

※3 詳細は堺市産業振興センターまでお問い合わせください。

融資金額	貸付利率	融資期間	保証料	担保	連帯保証人	受付場所
1組合 :5億円以内 1構成員:1億円以内	長期プライムレートより ▲0.6%	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	—		商工中金所定による	商工中金 堺支店

保証料率

堺市産業振興センター	保証合計額	500万円以下	1,000万円以下	1,000万円超
	基本料率	年0.75%	年0.95%	年1.15%
	特別料率	年0.5%		年0.7%

金融相談

堺商工会議所では日本政策金融公庫堺支店、堺市産業振興センター金融支援課、大阪府中小企業信用保証協会堺支店、堺市内の民間金融機関と連携し、事業資金や開業資金等についてご相談にお応えします。

支援内容

(1) 事業資金に関するご相談

(日本政策金融公庫、大阪府・堺市の制度融資)

(2) 開業資金に関するご相談

(日本政策金融公庫【中小企業経営力強化資金、新規開業・スタートアップ支援資金等】
大阪府【開業サポート資金地域支援ネットワーク型等】、堺市の制度融資)

※大阪府【開業サポート資金地域支援ネットワーク型】取扱機関

池田泉州銀行、大阪信用金庫、紀陽銀行 等

お問い合わせ先

堺商工会議所

中小企業振興部経営支援課 TEL : 072-258-5503 FAX : 072-258-5580

成長産業や新事業によるイノベーション創出に 取り組む事業者への融資制度

堺市が実施するイノベーションを生み出す産業の創出等を目的とした事業等に参加、利用または認定された事業者は、通常より優遇された利率で日本政策金融公庫の融資を利用できます。

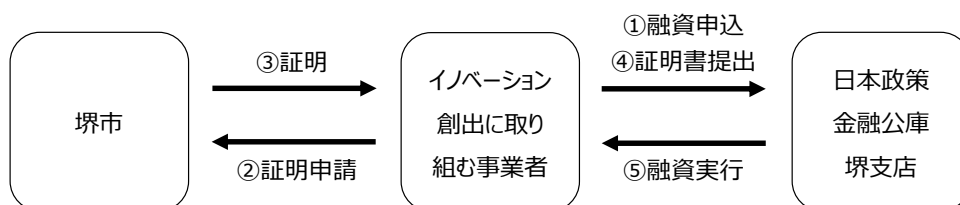
対象となる方

堺市内に店舗、工場、事業所を有し、堺市が実施するイノベーションを生み出す産業の創出等を目的とした事業等に参加、利用または認定された事業者で、堺市の証明を受けた方

支援内容

- (1) 資金用途 事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金
- (2) 返済期間 設備資金 20年以内（うち据置2年以内）、運転資金 10年以内（うち据置2年以内）
- (3) 融資限度額 7億2000万円（中小企業事業）
- (4) 適用利率 2億7000万円まで：基準利率（※）－0.4％
2億7000万円超：基準利率（※）
（※）融資期間、信用リスク等により異なります。

○制度スキーム図



ご利用方法

制度詳細やご利用方法、申請書類等の詳細は、堺市ホームページをご覧ください。

https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/nakamozu-innovation/sapoto/kouko_renkei.html



お問い合わせ先

堺市 地域産業創造課 TEL：072-228-7455 FAX：072-228-8816

堺市伝統産業異業種連携

(商品開発・販路開拓) チャレンジ補助金



伝統産業事業者等が異なる業種の事業者と連携し、そのノウハウを活かして行う商品開発から販路開拓等まで一体的に取り組む事業に要する経費を補助します。

対象となる方

次のいずれかに該当する方

- (1) 伝統産業事業者（本市内に主たる事業所を有し、刃物、注染・和晒、線香、昆布加工（手すき昆布）のいずれかの伝統産品を製造する事業者）
- (2) (1) の者により組織された団体（産地組合等）
- (3) 伝統産業事業者以外の事業者のうち、以下に該当する者（以下、「伝統産業事業者以外の事業者」といいます。）
 - ①本市内の主たる事業所又は研究開発拠点において、引き続き1年以上事業を行っている中小企業基本法(昭和38年法律154号)第2条第1項に規定する中小企業者。ただし、みなし大企業は除く。
 - ②日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)において分類された製造業に属する事業を行う者。

支援内容

補助対象事業は、次の(1)から(3)のすべてに該当する事業で、伝統産業事業者及び伝統産業事業者により組織された団体は次の(4)又は(5)に、伝統産業事業者以外の事業者は次の(5)にも該当する事業です。

- (1) 補助対象者が1以上の異なる業種の事業者と連携して行う事業。
- (2) 補助対象者が商品開発から販路開拓等まで一体的に取り組む事業。
- (3) 補助対象者にとって商品開発と販路開拓等のそれぞれが新たな取組である事業。
- (4) 刃物、注染・和晒、線香、昆布加工（手すき昆布）のいずれかの商品開発・販路開拓等に取り組む事業。
- (5) 堺の伝統産品（刃物、注染・和晒、線香）の魅力を引き立てるとともに輝く逸品の商品開発・販路開拓等に取り組む事業。

申請枠	補助率	補助金下限額	補助金上限額
一般枠	1/2	20万円	200万円
2箇年事業枠	以内	50万円	200万円（1年度あたり100万円）

ご利用方法

制度詳細やご利用方法、申請書類等の詳細は、堺市ホームページをご覧ください。
申請をご検討される際は、事前に下記までご相談ください。

お問い合わせ先

堺市 地域産業創造課 TEL：072-228-7534 FAX：072-228-8816

堺市伝統産業生産力強化 支援補助金



伝統産業事業者が生産力強化のために行う工場用建物の取得・改修や生産設備の購入・修繕、操業環境の改善、稀少道具類の購入・修理に要する経費を支援します。

対象となる方

次のいずれかに該当する方

- (1) 伝統産業事業者（本市内に主たる事業所を有し、打刃物、注染・和晒、線香、昆布加工（手すき昆布）のいずれかの伝統産品（以下伝統産品）を製造する事業者）のうち、中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は小規模事業者。ただし、みなし大企業は除く。
- (2) (1)の者により組織された団体（産地組合等）

支援内容

補助対象事業	補助対象者	補助率	補助限度額	事業例
①工場の用に供する建物の取得又は改修	伝統産業事業者のうち、中小企業者、小規模事業者または団体	10分の1以内	上限5,000万円 下限100万円	工場の新設、増設、建替えまたは購入など（土地の測量、造成、取得、使用等に係る経費を除く）
②生産設備の購入又は修繕	伝統産業事業者のうち、中小企業者及び小規模事業者	3分の1以内 ただし、①と合わせて実施する場合、又は工場の用に供する建物の取得もしくは改良と合わせて実施する場合、 2分の1以内	上限200万円 下限10万円	ベルトハンマー、研磨機械、炉、コンプレッサー、染め台の購入など
③操業環境改善のための設備の購入又は修繕	伝統産業事業者のうち、②の補助対象事業を合わせて実施する小規模事業者 ただし、①の補助対象事業を合わせて実施しない者に限る	3分の1以内	上限200万円 下限10万円	スポットクーラーの購入、防音壁の導入など
④稀少道具類の購入又は修理	伝統産業事業者のうち、小規模事業者	3分の1以内	上限50万円 下限10万円	どひんの購入など

ご利用方法

制度詳細やご利用方法、申請書類等の詳細は、堺市ホームページをご覧ください。
申請をご検討される際は、事前に下記までご相談ください。

お問い合わせ先
堺市 地域産業創造課 TEL：072-228-7534 FAX：072-228-8816

堺市市民・企業等が行う 伝統産品活用・発信促進補助金



刃物、注染・和晒、線香など堺の伝統産品を実際にご利用してみませんか？
魅力を発信いただける取組において、伝統産品の購入・活用にかかる経費の一部を堺市が負担します。

対象となる方

1年以上事業活動を行っている企業・団体（法人格の有無は問いません。市外団体も申し込み可能です）

支援内容

堺の伝統産品を活用し、その魅力を申請者のホームページ、SNSやノベルティ、景品等を通じて、市内外へ広く発信することで、伝統産業の認知度向上に資する事業に補助します。なお、販売商品の仕入れ、転売等、取得した伝統産品を金品等に変換する事業は対象外です。

（注）この補助金における伝統産品とは、本市内に主たる事業所を有し、打刃物、注染・和晒、線香を製造・販売する伝統産業事業者が製造・販売する、次に掲げるものとします。

- ①包丁
- ②注染・和晒（注染・和晒を素材とする手ぬぐい以外の商品を含む。）
- ③線香（その使用上必要な器具（線香立て等）を加えたものを含む。）

活用例

過去に申請のあった活用例について以下などがあります。

○記念品の製作

学校の創立●●周年記念事業や社内の周年イベントでの記念グッズとして注染手ぬぐい（（例）堺の伝統産品であることを手ぬぐいの表書きに表示。）を製作し、在校生やOB、社員に配布する。
事業の内容は学校や企業HP等で発信。

○販促グッズの製作

宿泊施設が注染手ぬぐいなどを活用した販促グッズ（（例）堺の伝統産品であることを表書き等に表示。）を宿泊者にプレゼント。

申込期間

令和8年5月1日（金）～ 令和9年1月29日（金）

※先着順で予算がなくなり次第、終了

ご利用方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
堺市 地域産業創造課 TEL：072-228-7534 FAX：072-228-8816

《堺の伝統産業》

堺伝匠館 SAKAI DENSHOKAN

堺の伝統産業を一堂に集めた展示・販売・体験施設。
ご贈答、ご進物にも堺の伝統産品をぜひご利用ください。



- 1 階 TAKUMI SHOP〔包丁・砥石〕〔伝統産品・堺産品〕
一般ユーザーが使いやすい包丁からプロの料理人まで満足させる多種多様な包丁や注染・和晒、線香、昆布、敷物、鯉幟、和菓子などを販売。
- 2 階 堺刃物ミュージアム CUT/TAKUMI EXHIBITION
堺で生み出される様々な用途の刃物とその成り立ちや、注染・和晒、線香、昆布、敷物、鯉幟、和菓子など堺の伝統産業の歴史や製法などを展示。

営業時間：10：00～17：00

休館日：第3火曜日（祝日の場合は翌日）、12月29日～1月3日、その他臨時休業あり

入館料：無料



堺伝匠館 Web



堺伝匠館 Instagram



堺伝匠館 LINE

お問い合わせ

堺伝匠館

〒590-0941 堺市堺区材木町西 1-1-30

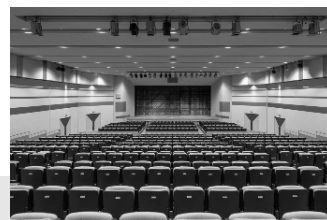
TEL 072-227-1001 FAX 072-227-5006

貸会場のご案内



公益財団法人

堺市産業振興センター



イベントホール

イベントホール、セミナー室、会議室をご利用いただけます

ご利用期間

年中無休(年末年始 12/29~1/3 を除く)

空き状況・仮予約

パソコンまたはモバイルから、堺市施設予約システムにログインのうえ、会場空き状況検索や仮予約(一部制限あり)が可能です。



イベントホール



会議室 5



セミナー室 4



セミナー室 1

ご注意

予約には堺市施設予約システムの利用者登録が必要です。

予約方法

来館または FAX からお選びいただけます。なお、フォームでの予約については現在準備中です。詳細は当センターのホームページをご確認ください。

利用料(単位:円)、税込

場所	施設名	利用形式	規模	時間	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	電気容量							
					9時~12時	13時~17時	18時~21時	9時~17時	13時~21時	9時~21時								
別棟1階	イベントホール	ホール形式	846席	平日	37,300	50,600	50,600	87,900	101,200	138,500	14kw							
				土日祝	44,800	60,800	60,800	105,600	121,600	166,400								
		展示会形式	1,047㎡	平日	48,500	66,200	66,200	114,700	132,400	180,900								
				土日祝	58,100	78,900	78,900	137,000	157,800	215,900								
場所	施設名	利用形式	規模	時間	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	電気容量							
					9時~12時	13時~17時	18時~21時	9時~17時	13時~21時	9時~21時								
2階	小ホール	展示会・パーティー利用	全面 158㎡		14,800	19,200	19,200	34,000	38,400	53,200	9kw							
		託児室利用	半面 79㎡		7,400	9,600	9,600	17,000	19,200	26,600	4.5kw							
3階	ミーティングルーム	会議形式	30席		4,400	6,000	6,000	10,400	12,000	16,400	1.5kw							
		展示会・パーティー利用	58㎡		5,370	7,210	7,210	12,580	14,420	19,790								
	会議室	5	会議形式	30席		6,300	8,700	8,700	15,000	17,400	23,700	1.5kw						
			展示会・パーティー利用	84㎡		7,570	10,510	10,510	18,080	21,020	28,590							
4階	セミナー室	スクール形式	45席 78㎡		5,800	7,800	7,800	13,600	15,600	21,400	1.5kw							
			63席 110㎡		8,900	12,200	12,200	21,100	24,400	33,300								
			36席 59㎡		4,400	6,100	6,100	10,500	12,200	16,600								
			108席 158㎡		12,200	16,100	16,100	28,300	32,200	44,400		10.5kw						
			90席 141㎡		11,900	15,400	15,400	27,300	30,800	42,700		3kw						
5階	コンベンションホール	スクール形式	70席		13,400	17,900	17,900	31,300	35,800	49,200	7.5kw							
		会議形式	52席															
		展示会・パーティー利用	156㎡	16,130								21,510	21,510	37,640	43,020	59,150		
	会議室	1	スクール形式	90席		12,600	17,400	17,400	30,000	34,800	47,400	6kw						
			会議形式	66席														
			展示会・パーティー利用	168㎡	15,140								21,020	21,020	36,160	42,040	57,180	
		1①	スクール形式	45席		6,300	8,700	8,700	15,000	17,400	23,700	1.5kw						
			会議形式	36席														
			展示会・パーティー利用	84㎡	7,570								10,510	10,510	18,080	21,020	28,590	
		1②	3	会議形式	36席		5,600	7,400	7,400	13,000	14,800	20,400	1.5kw					
				展示会・パーティー利用	74㎡	6,720								8,920	8,920	15,640	17,840	24,560
				会議形式	24席									4,800	6,400	6,400	11,200	12,800
4	4	展示会・パーティー利用	61㎡		5,860	7,700	7,700	13,560	15,400	21,260								

お申込み・お問合せ先 / 堺市産業振興センター 貸会場受付窓口
 TEL : 072-255-0111 FAX : 072-255-3570
 URL : <https://www.sakai-ipc.jp/conferenceroom/>



まずは当センター
ホームページに
アクセス!



堺市立勤労者総合福祉センター（サンスクエア堺） 「ホール・多目的室・会議室」等の貸施設のご案内

講演会・研修会・音楽会・文化教室・スポーツ・各種会議・集会・展示会等に適した施設をご用意しております。

開館時間

午前9時から午後10時
(窓口受付時間は午前9時から午後9時)

休館日

毎月第2・第4月曜日(祝日にあたる場合は開館)
年末年始(12月29日から翌年の1月4日)まで

予約・申込方法

- ①使用される日の6か月前(サンスクエアホールにあたっては12か月前)の日が属する月の初日から仮予約の受付を行います。
- ②月の初日(午前9時)に抽選会を開催しています。
- ③電話もしくは堺市施設予約システムから仮予約ができます(一部制限あり)。仮予約から1週間以内に申込み手続きをおとりください。
- ④申込み手続きの際には、利用料金をお納めください。

インターネットからの空き状況確認と予約

インターネットに接続したパソコンまたは携帯電話から、堺市施設予約システム(サンスクエア堺ホームページにリンクあり)を通じて、施設の空き状況の確認や予約ができます。システム利用には、事前に利用者登録が必要です。(空き状況は、利用者登録をしなくてもご確認いただけます。)

アクセス

- 電車をご利用の場合
 - ・JR阪和線「堺市」駅 徒歩3分
- 南海バスをご利用の場合
 - ・堺東駅から:15番乗り場より「阪和堺市駅前」下車
 - ・堺駅から:1番乗り場より「阪和堺市駅前」下車
- お車をご利用の場合
 - ・駐車場がございませんので、できるだけ公共交通機関でお越しください。なお、自動車でご来館される場合は、「タイムズオーケワ堺市駅前店(屋上)」をご利用ください。



駐車場アクセス方法



サンスクエアホール



多目的ホール
(体育利用/ホール利用)



第1会議室



教養文化室(和室)

【A棟】

利用料(単位:円)、税込

施設名		利用区分	午前 9時~12時	午後 13時~17時	夜間 18時~22時	昼間 9時~17時	昼夜間 13時~22時	全日 9時~22時	
多目的 ホール	ホール利用	勤労者	20,870	31,370	26,170	52,240	57,540	78,410	
		その他一般	23,220	34,830	29,020	58,050	63,850	87,070	
	体育利用	勤労者	4,170	6,210	5,090	10,380	11,300	15,470	
		その他一般	4,580	6,920	5,700	11,500	12,620	17,200	
料理実習室		勤労者	4,480	6,820	5,600	11,300	12,420	16,900	
		その他一般	4,990	7,530	6,210	12,520	13,740	18,730	
工芸実習室		勤労者	4,480	6,820	5,600	11,300	12,420	16,900	
		その他一般	4,990	7,530	6,210	12,520	13,740	18,730	
集 会 室	教養文化室 (和室)	合 室	勤労者	3,340	5,080	4,170	8,420	9,250	12,590
			その他一般	3,760	5,590	4,670	9,350	10,260	14,020
		12 畳	勤労者	1,210	1,830	1,420	3,040	3,250	4,460
			その他一般	1,320	2,030	1,620	3,350	3,650	4,970
		22 畳	勤労者	2,130	3,250	2,750	5,380	6,000	8,130
			その他一般	2,440	3,560	3,050	6,000	6,610	9,050
	研修室I	勤労者	2,640	4,070	3,250	6,710	7,320	9,960	
		その他一般	2,950	4,480	3,660	7,430	8,140	11,090	

	研修室2	勤労者	2,640	4,070	3,250	6,710	7,320	9,960
		その他一般	2,950	4,480	3,660	7,430	8,140	11,090
	第1会議室	勤労者	5,290	7,940	6,720	13,230	14,660	19,950
		その他一般	5,900	8,860	7,430	14,760	16,290	22,190
	第2会議室	勤労者	2,640	4,070	3,250	6,710	7,320	9,960
		その他一般	2,950	4,480	3,660	7,430	8,140	11,090
	第3会議室	勤労者	1,730	2,540	2,240	4,270	4,780	6,510
		その他一般	1,930	2,850	2,440	4,780	5,290	7,220
	第4会議室	勤労者	1,520	2,340	1,930	3,860	4,270	5,790
		その他一般	1,730	2,640	2,130	4,370	4,770	6,500
	プレイルーム	勤労者	500	810	710	1,310	1,520	2,020
		その他一般	610	910	810	1,520	1,720	2,330
A棟ギャラリー	勤労者	4,320	6,480	5,480	10,800	11,960	16,280	
	その他一般	4,810	7,230	6,060	12,040	13,290	18,100	

【B棟】

利用料(単位:円)、税込

施設名		利用区分	午前 9時~12時	午後 13時~17時	夜間 18時~22時	昼間 9時~17時	昼夜間 13時~22時	全日 9時~22時
サンスクエア ホール	平日	勤労者	18,840	28,110	23,420	46,950	51,530	70,370
		その他一般	20,870	31,260	26,070	52,130	57,330	78,200
	祝・休日	勤労者	22,500	33,710	28,000	56,210	61,710	82,500
		その他一般	24,950	37,480	31,160	62,430	68,640	91,660
	リハーサル用	勤労者	13,130	19,750	16,390	32,880	36,140	49,270
		その他一般	14,560	21,890	18,230	36,450	40,120	54,680
控室1、控室2	勤労者	1,420	2,240	1,830	3,660	4,070	5,490	
	その他一般	1,620	2,440	2,030	4,060	4,470	6,090	
リハーサル室	勤労者	3,970	5,900	4,990	9,870	10,890	14,860	
	その他一般	4,370	6,510	5,500	10,880	12,010	16,380	
第5会議室 (ギャラリー)	勤労者	3,460	5,090	4,480	8,550	9,570	13,030	
	その他一般	3,870	5,700	4,880	9,570	10,580	14,450	
多目的室1	勤労者	2,330	3,450	2,950	5,780	6,400	8,730	
	その他一般	2,600	3,840	3,340	6,440	7,180	9,780	
多目的室2	勤労者	4,780	7,180	6,030	11,960	13,210	17,990	
	その他一般	5,330	7,990	6,700	13,320	14,690	20,020	

※この表において「勤労者」とは、職業の種類を問わず、事業主に雇用されている者をいい、次のいずれかに該当する場合に勤労者価格を適用します。

ア. 労働組合であるとき。 イ. 勤労者である個人または任意団体であり、主に福利厚生として使用するとき。

※その他、別途加算料金がかかる場合があります。詳しくはお問合せください。

<p>堺市立勤労者総合福祉センター(サンスクエア堺) 堺市堺区田出井町2-1 利用お申込み・お問合せ先 TEL:072-222-3561 FAX:072-222-8522</p>	<p>(サンスクエア堺 HP)</p> 
---	---

堺市

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

産業振興局 産業戦略部（高層館7階）

産業成長推進課

TEL 072-228-7629 FAX 072-228-8816
E-mail sanseisui@city.sakai.lg.jp

雇用推進課

TEL 072-228-7404 FAX 072-228-8816
E-mail koyo@city.sakai.lg.jp

地域産業創造課

TEL（振興係）072-228-7534（イノベーション創出推進係）072-228-7455
（商業支援係）072-228-8814
FAX 072-228-8816 E-mail chisan@city.sakai.lg.jp

政策局 政策企画部（本館4階）

共創連携課

TEL 072-228-0289 FAX 072-222-9694
E-mail kyoso@city.sakai.lg.jp

環境局 カーボンニュートラル推進部（高層館5階）

環境エネルギー課

TEL 072-228-7548 FAX 072-228-7063
E-mail kanene@city.sakai.lg.jp

脱炭素先行地域推進室

TEL 072-340-2095 FAX 072-228-7063

市民人権局 ダイバーシティ推進部（高層館6階）

ダイバーシティ企画課

TEL 072-228-7159 FAX 072-228-8070
E-mail daiki@city.sakai.lg.jp

健康福祉局 健康部（本館6階）

健康推進課

TEL 072-222-9936 FAX 072-228-7943
E-mail kensui@city.sakai.lg.jp

（公財）堺市産業振興センター

〒591-8025 堺市北区長曾根町183-5

TEL 072-255-3311(代) FAX 072-255-5200

URL <https://www.sakai-ipc.jp/>

（株）さかい新事業創造センター（S-Cube）

〒591-8025 堺市北区長曾根町130-42

TEL 072-240-3775 FAX 072-240-3662

URL <https://www.s-cube.biz/>

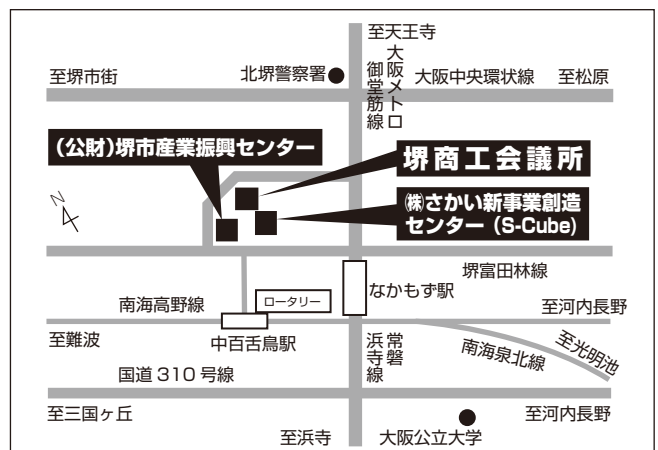
E-mail info@s-cube.biz

堺商工会議所

〒591-8502 堺市北区長曾根町130-23

TEL 072-258-5581 FAX 072-258-5580

URL <https://www.sakaicci.or.jp/>



障害者の雇用の場を広げるのはあなたです

近年障害者の勤労意欲が急速に高まる中、雇用状況は改善されつつありますが、まだ十分とはいえません。

障害者の企業就労の促進は、事業主・従業者をはじめ市民全員が障害者雇用に関する社会連帯の理念についての理解を深め、皆が協力しあって初めて進展するものです。

どうか一人でも多くの障害者に働く機会が広がりますよう、一層の努力をお願いします。

すべての人が対等にその個性と能力を十分に発揮できる環境整備を

性別や年齢にかかわらず、すべての人が心豊かな生活を送るためには、ライフスタイルや能力に応じた働き方を促進し、個々の能力を十分に発揮できる環境整備を進めていくことが不可欠です。

「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」、「育児・介護休業法」の趣旨を理解していただき、個性と能力を十分に発揮できる環境整備に、一層の努力をお願いします。

豊かな技能・経験をあなたの職場に

高齢者が意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働くことができる社会の実現のため、高齢者の豊富な技能・経験等をいかすように雇用管理の整備に努めていただきますようお願いいたします。

社会全体で子ども青少年を育む環境づくりにご協力ください

堺市子ども青少年の育成に関する条例では、おおむね18歳未満を「子ども青少年」と定義し、保護者、学校等、市民、事業者及び市が力を合わせ、社会全体で子ども青少年を育む環境づくりを推進していくことを示しています。

条例の趣旨を理解していただき、事業者の責務として掲げている「育成阻害への配慮と安全で良好な環境づくり」、「学校教育活動や地域行事等への協力」及び「雇用環境の整備」に努めていただきますようお願いいたします。

職場におけるハラスメントの防止のために

職場におけるハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であり、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

職場のハラスメントを防止するためには、事業主だけでなく、従業員もハラスメント問題に関する理解と関心を深めることが重要です。お互いに尊重し合い、ハラスメントのない職場環境の整備に努めていただきますようお願いいたします。



(堺市配架資料番号：1-G3-26-0082)

ガイドブックは右記リンク先から電子ファイル形式でも閲覧できます。

